

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
	専門部会名 議会			
1	議員任期	A	○	在任特例規定を適用し、平成19年4月30日まで在職する。
2	議員数	A	○	在任特例規定を適用し、平成19年4月30日まで議員全員（62人）在職し、その後の議員定数は、34人とする。
3	本会議運営状況	B	○	定例会の回数は年4回とし、本会議の会議時間は午前10時から午後5時までとする。議会運営委員会は、本会議1週間前に開催し、本会議は原則6日間とする。本会議の日数については、議会運営委員会で協議す
4	議会運営上の申合せ事項	B	○	会派の結成及び届け出、議会運営委員会、一般質問、総括質疑、予算決算の審議、請願・陳情、決議・意見書の取り扱い事項について現況調書のとおり。
5	一般質問の状況	B	○	一般質問の予定人数は運営委員会開催日の3日前までに事務局に報告し、一般質問の通告は、招集日前日の午後5時までとする。質問順序は、招集日の本会議終了後に抽選し質問時間は答弁も含め50分以内とし、質問回数は同一質問につき3回までとする。
6	本会議録の調製	B	○	現行どおり新市に引き継ぐが、合併前のものは可能な限り旧市町村で処理する。
7	議決書の作成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
8	議決書謄本・抄本交付	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
9	本会議の傍聴	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
10	議会運営委員会	B	○	委員の定数は、14人で任期は2年とする。委員は、各会派の所属議員数に比例して選出する。
11	常任委員会	B	○	常任委員会は、総務常任委員会が15人、厚生常任委員会が15人、経済文教常任委員会が16人、建設常任委員会が16人とする。常任委員の任期は2年とする。
12	委員会傍聴状況	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
13	委員会記録の作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
14	予算・決算特別委員会	B	○	予算特別委員会は3月・6月・12月の定例会に審査し予算決算特別委員会は9月定例会に審査する。審査日数は、予算・決算審査はともに4日間、補正予算審査は1日とし、会議時間は午前10時から午後5時までとする。
15	全員協議会	B	○	市長からの要請により議長が招集する。任意の会議であるため、会議録は作成しない。
16	議会の広報	B	○	議会広報は年4回発行するものとし、2年度目以降については、ページ数等合併後に協議。インターネットによる広報は弘前市の例による。
17	議員互助	B	○	全国市議会議長会団体定期保険などは議員の任意とし、新市議会独自の互助会制度については、弘前市の例による。
18	議員の公務災害	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
19	議員共済	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
20	議員台帳	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
21	議会選出各種委員	B	○	常任委員及び議会選出各種委員はすべて選任される。会派代表者会議において委員の調整を図る。
22	請願・陳情の受理及び審議状況	B	○	定例会の会期日程を協議する議会運営委員会開催日前日までに受理した請願は、その定例会に提出する。請願の手続きは、1人以上の紹介議員により請願書を受理し、議会運営委員会で取り扱いを協議する。陳情書等は、議会運営委員会で協議をし、議員にその写しを配布する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
23	決議・意見書の取扱い（提出要件）	B	○	意見書は、議会運営委員会で結論の出ないときは議員発議をしない。決議は、議会運営委員会で結論が出ないときでも、議員発議ができる。各会派共同提案による議員発議の提案理由の登壇説明は、会派順送りとする。
24	事務局業務機構・職員数	B	○	合併時に再編する。
25	議員報酬・費用弁償等	A	○	在任特例規定を適用する期間における議員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、議長及び副議長の報酬の額及び費用弁償に関しては、弘前市の例による。
26	議長議会交際費	B	○	18年度の交際費は、現行の弘前市の予算額以内とする。
27	政務調査費	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
28	議員視察	B	○	各常任委員会、議会運営委員会及び一般行政視察は、現行の弘前市の予算額以内とする。海外行政視察は、合併後に新たに協議をする。
29	議員研修	B	○	新市発足後、希望する議員を対象として、議員研修会及び施設見学会を実施する。青森県市議会議長会主催の議員研修会に参加する。
30	議会行政視察対応状況	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
31	議会公印の管守	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
32	会派関係	B	○	会派は、3人以上の所属議員を有する党及び会派からとする。
33	備品台帳	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
34	統計資料	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
35	議員年金	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
36	全国町村議会議員新団体補償	B	○	合併時に脱退する。
37	その他特別委員会	B	○	特別委員会の設置については、必要に応じて合併後に協議をする。
38	議員表彰	B	○	弘前市の例により、都道府県議会議員及び市町村議会議員を議員通算35年で感謝状の贈呈。また都道府県議会議長及び市町村議会議長を議長通算12年で総務大臣の表彰。このほか全国市議会議長会の表彰がある。
39	町村議会議長会（県・各郡）	B	○	合併時に脱退する。
40	市議会議長会（全国・東北・県）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
41	広域行政圏市議会協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
42	情報公開関係	B	○	弘前市情報公開条例及び施行規則の例により、情報公開を実施する。弘前市個人情報保護条例等により個人情報の適正な取り扱いを確保する。
43	全国豪雪地帯町村議会議長会	B	○	合併時に脱退する。
44	全国高速自動車道市議会協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
45	全国自治体病院経営都市市議会協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
46	議員報酬システム	B	○	システムの導入はせず、手作業で実施する。
47	交際費の出納と保管	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
	専門部会名 監査			
48	監査委員	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
49	定期監査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
50	行政監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
51	随時監査	B	○	弘前市及び相馬村の例により、合併時に統合する。
52	財政的援助団体等監査	B	○	弘前市及び岩木町の例により、合併時に統合する。
53	住民監査請求監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
54	長の要求に基づく監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
55	議会の請求に基づく監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
56	事務監査請求	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
57	職員の賠償責任監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
58	指定金融機関の監査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
59	事務局	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
60	決算審査	B	○	弘前市及び相馬村の例により、合併時に統合する。
61	基金運用審査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
62	例月現金出納検査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
63	工事調査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
64	首長に対する訴訟の提起	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
65	監査基準	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
66	監査計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
67	監査結果等の決定、報告	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
68	都市監査委員会関連事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 管財			
69	財産区	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
70	財産区管理方法（台帳等）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
71	公有財産管理台帳 行政財産内訳	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
72	財産及び債務	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
73	公営駐車場・駐輪場関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
74	公有財産の貸出し	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
75	民有地の借入	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
76	国有地の借入（林野を除く）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
77	国有林野借入	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
78	公有地の境界確定	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
79	表示・権利に関する登記事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
80	庁舎の保守・管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
81	自動車損害共済保険(全国市有物件等)	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
82	建物損害共済保険(全国市有物件等)	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
83	市民総合賠償補償保険(全国市長会等)	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
84	公金総合保険(全国市長会等)	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
85	車種・車両数、リースの有無	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
86	公用車の使用管理(台帳)	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
87	給油・保守点検・車検	B	○	翌年度に再編する。(合併の翌年度までに、本所で一括して契約を行い価格を統一する。保守点検等の記録様式は弘前市の例に倣う。)
88	公用車の事故処理	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
89	公用車の貸し出し	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
90	備品調達方法	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
91	備品の処分	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
92	備品の貸し出し	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
93	リース物品の概要	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
94	指名業者の登録事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
95	指名業者の決定	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
96	指名業者の格付け	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
97	入札指名事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
98	工事・業務の入札執行及び見積徴取	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
99	物品(備品)購入・製造等の入札執行及び見積徴取	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
100	入札保証金の徴収、免除及び還付	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
101	工事請負・業務委託契約の締結	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
102	契約履行証明書の発行・交付	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
103	物品(備品)購入・製造請負契約の締結	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
104	契約保証金の徴収、免除及び還付	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
105	工事・業務成績評定	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
106	物品の調達及び検収	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
107	入札結果等の公表事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
108	談合対策	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
109	指名停止	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
110	公社業務の総括	B	○	岩木町の公社を解散し、弘前市の公社を存続させる。（新市に弘前市土地開発公社を存続させ、岩木町土地開発公社は合併の前日までに解散する。なお、弘前市土地開発公社の存続に当たっては、定款の変更はしないものとし、組織については新市発足後改めて検討する。）
111	土木・建築工事等の検査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
112	契約監察事務の総轄	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
113	催物案内表示板（庁内）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
114	告示板の設置	B	○	合併時に再編する。（新市公告式条例が規定する設置場所に合わせ、既存の施設を利用する。）
115	宿日直勤務	B	○	合併時に再編する。（職員による各種届出の受付及び許可証の交付は本庁のみで行う。）
116	寄付採納に関すること	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
117	市町村長車等の運転及び管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
118	登録業者管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
専門部会名 財政				
119	財務会計システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
120	歳入項目（款・項・目・節）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
121	予算編成（当初・補正）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
122	議会関連事項（提出資料等）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
123	資金計画協議	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
124	公営企業会計への補助金交付	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
125	予算執行	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
126	予備費の充用の承認	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
127	予算流用（時期、範囲、決済、処理等）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
128	配当替（時期、範囲、決済、処理等）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
129	繰越明許（時期、処理等）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
130	一定額以上の収入調定及び支出負担行為、支出命令の審査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
131	決算統計	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
132	決算資料及び決算成果	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
133	財政状況の公表	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
134	その他財政の公表（当初予算について）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
135	報道機関への公表	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
136	財政計画	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
137	長期的な財政課題	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
138	財政指標	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
139	バランスシートの作成	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
140	地方交付税算定基礎数値の報告	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
141	交付税公債費台帳の作成管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
142	算定資料、財政事情調査票等の作成・提出	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
143	確定による予算措置	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
144	事業に対する適債協議時期	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
145	都道府県地方債取扱事務協議	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
146	起債計画作成・申請・変更、県ヒアリング	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
147	事業費・執行状況の確認	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
148	起債許可申請書、借入申請書、借用書の作成	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
149	縁故地方債の借入利率照会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
150	予算調整	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
151	起債台帳の作成・管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
152	地方債の現在高	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
153	起債管理システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
154	基金の運用管理	B	○	特別な事情のある基金は現行どおり新市に引き継ぐ。残りの基金は弘前市の例により合併時に統合する。 <特別な事情のある基金は現行どおり新市に引き継ぐ。(相馬村いきいきむらづくり特別対策基金、相馬村農業後継者対策基金及び岩木町奨学基金) 弘前市の事業基金及び山林収益基金(一部)は財政調整基金と統合する。 弘前市の山形文庫基金及び山林収益基金(一部)は、教育基金と統合する。 岩木町財政調整基金の一部を新たに設置する温泉事業基金とし、一部を国民健康保険特別会計財政調整基金と統合する。 弘前市の創生基金は、その内容を明確にし、名称を人材育成基金とする。 残りの基金は弘前市の例により、合併時に統合する。>
155	財政調整積立基金	B	○	現在高は現行どおり新市に引き継ぐ。種別と用途は弘前市の例により合併時に統合する。
156	特定目的基金に関する事務(基金名、基金台帳管理方法等)	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
157	公共事業等施行状況調査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
158	出資金・出捐金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
159	債務負担行為	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
160	特別会計	B	○	共通の特別会計は弘前市の例により合併時に統合する。その他の会計は、現行どおり新市に引き継ぐが、相馬村簡易水道事業会計は一定時期に新市水道事業会計へ統合する。 く3市町村共通の特別会計は、弘前市の例により合併時に統合する。 弘前市公共用地等先行取得特別会計、弘前市学校給食特別会計、岩木町観光事業特別会計（温泉勘定）、相馬村老人福祉センター温泉浴場事業特別会計及び相馬村保養センター事業会計は、一般会計と統合する。 岩木町観光事業特別会計（観光施設事業勘定）は、名称を岩木観光施設事業特別会計とし、現行どおり合併時に新市へ引き継ぐ。 相馬村簡易水道事業会計は、合併時に弘前市水道事業会計へ統合する。 公共下水道及び農業集落排水に係る特別会計の名称を、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計とする。>
161	公共施設状況調査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
162	調定方法・期日	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
163	債務負担行為の内容及び金額	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
164	予算繰越伝票の確認	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
	専門部会名 総務			
165	沿革・歴史	B	○	翌年度に再編する。
166	町、字名の区域及び名称	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
167	名誉市町村民表彰	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
168	功労者表彰・一般表彰	B	○	表彰制度については、平成18年度中に全市的な見直しを図って再編又は統合する。
169	儀式	B	○	合併時に廃止する。
170	慶弔	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
171	幹部会議等	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
172	公文書の保存、整理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
173	情報公開制度	B	○	合併時に再編する。
174	個人情報保護	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
175	市町村長の資産等の公開制度	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
176	公印の管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
177	後援名義の使用許可	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
178	国旗・市町村旗の管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
179	議会の招集及び議案に関する事業	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
180	市町村民憲章	A	○	新市において検討する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
181	市町村章	A	○	新市において検討する。
182	市町村の花、木、鳥	A	○	新市において検討する。
183	キャッチフレーズ	B	○	新市において必要性も含めて検討する。
184	宣言	A	○	新市において検討する。
185	行政手続き	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
186	陳情総括	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
187	複写機の管理と使用枚数金額の請求	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
188	図書の調達と備品図書の管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
189	浄書印刷業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
190	市町村長及び助役の秘書	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
191	首長の挨拶、祝辞等の作成	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
192	市町村長会に関する事	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
193	ふるさと会	B	○	平成20年度をめどにそのあり方について見直しを図る。
194	北方領土に関する事	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
195	市町村の区域に関する事	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
196	町名町界及び地番改正事業	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
197	文書管理システム	B	○	システム導入までは、弘前市の例により簿冊管理形式を執ることとし、合併時に統合する。但し、岩木町の文書管理システムは、平成17年度までのものについて移行整理をするため、平成18年度まで運用する。
198	郵便料金システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
199	原子力政策に関する事	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 例規			
200	例規集の追録・加除	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
201	法制執務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
202	公告式	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
203	不服申立て・訴訟への対応（窓口等）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
204	官報及び県報の庁内配布に関する事	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
205	例規法令システム	B	○	新市においても例規データベースを利用するものとするが、その機能、仕様等については、新市の例規集編纂の中であわせて検討することとする。
	専門部会名 消防・防災			
206	消防団員の報酬等	A	○	報酬及び手当については合併時に再編し、旅費については新市の一般職の職員の例による。
207	消防団施設・機械	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
208	消防団員の任免	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
209	消防団員教育	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
210	首長の権限に属する消防事務の専決事項	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
211	消防応援協定関係	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
212	消防委員会(消防審議会)	B	○	合併時に再編する。
213	防災事務業務担当組織	B	○	合併時に再編する。(新市における防災事務担当組織は企画部企画課とする。また、岩木総合支所総務課及び相馬総合支所総務課においても「災害に関すること」として分掌し、災害対策・状況把握等を行う。)
214	消防団の諸行事	B	○	翌年度に再編する。(今年度中に検討し、平成18年度に再編する。)
215	消防団員等公務災害補償制度	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
216	消防団員賞じゅつ金制度	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
217	消防団員退職報償金制度	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
218	消防団関係表彰	B	○	表彰制度については、平成18年度中に全市的な見直しを図って再編又は統合する。
219	消防団被服等整備事業	B	○	服制については平成18年度から順次統一する。
220	消防団組織機構	A	○	合併時に再編する。
221	消防団員懲戒委員会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
222	消防団員等災害補償共済	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
223	県防災無線管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
224	避難場所の指定	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
225	防災行政無線	A	○	合併後、デジタル方式による一元化を図る。(合併時は既設無線を暫定的に一元化し活用する)
226	防災施設及び災害時備蓄品	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
227	防災組織(体制)	B	○	合併時に再編する。(新市の行政組織に基づき再編する。18年度中に新市地域防災計画を策定するが、計画が策定されるまでの間は、現在の岩木町・相馬村の地域防災計画を参考としながら、現在の弘前市の地域防災計画を援用する。)
228	防災訓練	B	○	合併時に再編する。(現在の岩木町・相馬村の地域防災計画を参考としながら、現在の弘前市の地域防災計画をもとに実施する。)
229	地域防災計画及び防災会議	B	○	新市地域防災計画については18年度中に策定する。また、防災会議については合併時に再編する。(新市地域防災計画が策定されるまでの間は、現在の岩木町・相馬村の地域防災計画を参考としながら、現在の弘前市の地域防災計画を援用し対応する。)
230	災害時の支援協定	B	○	合併時に再編する。
231	自主防災組織に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
232	防災情報システム管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
233	防災イベント	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。実施方法については、合併時再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
234	消防屯所・水利敷地賃借契約	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
235	消防防災施設行政財産使用許可関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
236	消防水利標識道路占用許可申請	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
237	消防防災寄附採納関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
238	弘前市地下埋設物対策協議会関係	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
239	消火栓工事関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
240	防火水槽工事関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
241	消防水利維持管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
242	消防屯所整備事業	B	○	弘前市、相馬村の例により翌年度に統合する。
243	消防団公印保管事務	B	○	合併時に再編する。(合併時まで、方面団長印、地区団長印及び分団長印を整備する。また、各公印の管理については、それぞれの組織で行う。)
244	消防協会に係る企画調整事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。(担当部署については、消防本部警防課とする。)
245	消防団車両更新・廃車手続事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
246	消防団消耗品等購入事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。(購入方法については、一括と随時を併用する。)
247	消防団車両燃料配給事務	B	○	岩木町、相馬村の例により合併時に統合する。(各分団に、給油伝票を配布して対応する。)
248	消防団車両点検・修繕・車検事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
249	消防団業務事務担当組織	B	○	合併時に再編する。
250	消防団関連その他負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
251	消防団配備車両状況	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
252	消防団資機材配備状況	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
253	水位観測	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
254	水防に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
255	り災証明	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
256	被害情報の収集・報告	B	○	合併時に再編する。(企画部企画課及び各総合支所総務課が旧市町村管内について行い、取りまとめは企画課が行う。)
257	災害広報	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
258	住民に対する防災思想の普及	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
259	水防計画及び水防協議会	B	○	新市水防計画については、合併後、新市の地域防災計画と整合性を図りながら速やかに策定する。新市水防計画が策定されるまでの間は、現在の弘前市の水防計画を援用し対応する。水防協議会は廃止する。
260	防災関連業務委託及び負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
261	青森県山岳遭難防止対策協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
262	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
263	消防屯所等施設整備補助事業	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
264	消防屯所等施設光熱水費	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
265	警鐘台整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
266	自動車損害共済保険	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
	専門部会名 選管			
267	選挙管理委員会に関する事	B	○	合併時に再編する。（合併の日に暫定委員を互選し委員会を開催する。委員会の運営は弘前市の例による。）
268	選挙管理委員会事務局に関する事	B	○	合併時に再編する。（本庁に事務局を設置し専任職員を配置し各支所単位に併任職員を配置する。事務局の処務については弘前市の例による。）
269	明るい選挙推進事業（常時啓発事業）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
270	法律に基づく選挙の管理執行に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
271	選挙の公営	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
272	選挙公報の発行	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
273	選挙啓発（選挙時啓発）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
274	投票区の設定改廃に関する事	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
275	開票区の設定改廃に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
276	農業委員会委員選挙に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
277	検察審査員の候補者選定	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
278	永久選挙人名簿に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
279	直接請求に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
280	土地改良区総代選挙に関する事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
281	期日前投票及び不在者投票に関する事	B	○	その他（期日前投票所は現行どおり3箇所設置し、不在者投票は本庁にて処理する。）
282	事務局出張所	B	○	合併時に廃止する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
283	在外選挙人名簿に関すること	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
284	異議の申出に対する決定	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
285	政治活動用事務所表示の証票に関すること	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
286	選挙システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
287	期日前及び不在者投票システム	B	○	その他（19年度をめどに新規導入する。）
	専門部会名 人事		○	
288	行政改革	B	○	翌年度に再編する。
289	業務改善職員提案制度	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
290	庁舎・事務所の位置	A	○	合併時に再編する。
291	首長職務代理者の指定	B	○	合併時に再編する。
292	不当要求行為等の防止体制	B	○	合併後、平成18年度をめどに再編する。（県警本部から示されている要綱案も踏まえながら、新市においてその他必要な検討を加え平成18年度速やかに再編する。）
293	行政組織（部課設置条例）	A	○	合併時に再編する。
294	行政機構及び職員配置	A	○	合併時に再編する。
295	管理職員等の範囲を定める規則	B	○	合併時に再編する。
296	職員職名規則	B	○	合併時に再編する。
297	事務分掌	B	○	合併時に再編する。
298	部門別職員数	B	○	合併時に再編する。
299	職員名簿	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
300	附属機関	B	○	合併時に再編する。
301	人事・給与システム（電算）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
302	特別職報酬等審議会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
303	特別職職員の給与	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
304	非常勤の職員等の報酬及び費用弁償	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
305	教育長の給与その他の勤務条件	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
306	特別職の旅費	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
307	級別職務分類	A	○	合併時に再編する。
308	職員給料	A	○	合併時に再編する。
309	職員手当	A	○	合併時に再編する。
310	職員等の旅費	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
311	職員給与の支給状況	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
312	給与実態調査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
313	給与及び定員管理の公表	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
314	職員の定数（定数条例等）	A	○	合併時に再編する。
315	職員採用	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
316	職員採用試験委員	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
317	職員証明書・名札	B	○	合併時に再編する。（職員証明書は、現行の弘前市の例により、職員の必要に応じての随時交付とする。名札については、市章が決定するまで、暫定的に統一したものを製作し配付する。基本的には経費をあまり掛けないものとする。）
318	職員（任免） 宣誓・格付・身元保証・吏員発令、定年・勸奨・自己・死亡	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
319	職員の服務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
320	職員の賞罰（分限処分、懲戒処分）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
321	勤務時間	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
322	休暇	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
323	職員の被服の貸与	B	○	翌年度に再編する。（新市において、平成18年9月までに貸与規程を定める。規程を定めるに当たっては、職員の代表者を含めた被服検討委員会を設置し対応する。なお、18年度の対応については、在庫等で対応することとし、必要最小限の予算要求を行う。）
324	職員の被服の給与	B	○	合併時に廃止する。
325	職員の健康管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
326	安全衛生管理体制	B	○	合併時に再編する。（平成17年12月1日施行の弘前市安全衛生管理規程を基本とし再編する。）
327	職場環境維持・向上等	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
328	臨時・嘱託職員（社会保険、雇用保険）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
329	臨時・嘱託職員（健康診査）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
330	互助制度（互助会）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
331	公務災害補償（常勤職員）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
332	公務災害補償（非常勤職員）	A	○	岩木町と相馬村が組合を脱退し、新市で行う。（H18.2.26をもって岩木町、相馬村は「青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合」を脱退し、以後の事務手続き、補償等はすべて新市の「議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例」に引き継ぐこととなる。なお、組合を脱退するに当たって追徴、返納されるものはない。）
333	市町村職員共済組合事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
334	市町村職員退職手当組合事務	A	○	岩木町と相馬村が組合を脱退し、新市で行う。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
335	休暇	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
336	出勤簿の整理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
337	時間外勤務の手續	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
338	職員団体	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
339	職員研修	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
340	勤務評定	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
341	臨時職員・嘱託職員の雇用	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
342	人事異動	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
343	セクシャル・ハラスメントの防止	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
344	職務専念義務の免除	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
345	職員への損害賠償	B	○	合併時に再編する。
346	職員広報	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
347	恩給	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
348	人材育成基本方針	B	○	新市の状況を踏まえながら、職員の意識等も加味し新たな方針を策定する。
349	年金者連盟事務	B	○	今後も市人事担当課で取り扱うべきなのか等検討していく必要がある。
350	職員表彰	B	○	平成18年度中に全市的な見直しを図って再編又は統合する。(ただし、人事専門部会としては、成績優秀者に対する表彰と永年勤続職員表彰は廃止し、18年度予算要求は行わないこととした。)
351	賞じゅつ金	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
352	次世代育成行動計画	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
353	指定管理者制度	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
354	財形貯蓄	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
355	各種保険(生命)	B	○	合併時に再編する。(全国市長会及び全国町村会に係るものについては、どちらへの加入も可能であることから、双方とも事務を取り扱うこととする。)
356	各種保険(損保)	B	○	合併時に再編する。(全国都市職員災害共済会及び全国町村職員生活協同組合に係るものについては、どちらも加入が可能なことから、双方とも事務を取り扱うこととする。)
357	任用替試験	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
358	職階制	B	○	合併時に廃止する。
359	事務調整	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
360	事務決裁	B	○	合併時に再編する。
361	権限移譲	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
362	臨時職員等給与システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
	専門部会名 電算システム			
363	グループウェアシステム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
364	庁内LAN	B	○	合併時に再編する。(新市ネットワークシステムに統合する。)
365	インターネットシステム	B	○	合併時に再編する。(新市ネットワークシステムに統合する。)

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
366	津軽広域ネットワーク公共施設 予約システム（端末のみ）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
367	LGWAN	B	○	合併時に再編する。（新市ネットワークシステムに統合する。）
368	一人一台PC	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
369	情報化計画	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
370	I T化推進庁内体制	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
371	電算システム事業	A	○	基幹系業務は弘前市の例により合併時に統合する。
372	地域公共ネットワーク	A	○	公共施設や学校を接続する公共ネットワークを整備する。
373	県基幹情報通信ネットワークシステム管理 運営に関すること	B	○	合併時に再編する。（新市として引き続き加入する。）
374	地方自治情報センター等各種団体	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
専門部会名 建設計画策定				
375	総合計画（基本構想、基本計 画）策定	B	○	新市の基本構想・基本計画策定は平成18年度及び19年度の2カ年を予定する。具体的には、新市において検討する。
376	総合計画戦略プロジェクト推進 会議	B	○	新市の総合計画の策定過程において検討する。
377	総合計画の実施計画（計画管 理）	B	○	新市の総合計画の策定過程において検討する。
専門部会名 企画				
378	国土利用計画（土地利用計画）	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
379	鉄道の利用促進に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
380	過疎地域自立促進計画	B	○	翌年度に再編する。
381	辺地計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
382	鉄道、バス等公共交通に関する こと	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
383	中南地方行政連絡協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
384	弘前地方拠点都市地域整備推進 会議	B	○	今後の運営のあり方については、県と協議し所要の見直しを行う。
385	津軽広域連合事務	A	○	合併方式にあわせて規約を改正し、新市に引き継ぐ。
386	重要施策の総合調整	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
387	重点要望説明会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
388	定住促進に関すること	B	○	合併時に廃止する。
389	まちづくり団体の育成・助成	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
390	地域づくり支援事業費補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
391	ふるさと融資（地域総合整備資金貸付関係）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
392	リゾート関連事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
393	高等教育機関連携事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
394	原子燃料サイクル事業推進特別対策事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
395	地方バス路線維持に関すること（国庫補助）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
396	サインナビゲーション整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
397	七里長浜港関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
398	全日本りんご追分コンクール事業補助	B	○	現行どおり引き継ぐが、平成20年度をめぐりに主催団体と協議し見直しをする。
399	起債関係（地活債）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
400	りんご関連海外状況視察等	B	○	合併を機に休止し、新市で事業の必要性を判断する。
401	行財政総合管理システム（行政評価システム）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
402	海外りんご資料・グッズ収集	B	○	合併を機に休止し、新市で事業の必要性を判断する。
403	国土法に基づく届け出	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
404	ISO14001に基づく環境マネジメントシステム推進事業	B	○	弘前市の例により、普及継続する。継続方式については新市で検討する。
405	雪対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
406	男女共同参画推進事業	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
407	弘前市民参画センター管理運営事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
408	姉妹都市事業	A	○	事業については新市に引き継ぎ、平成20年度をめぐりに見直しする。
409	国際化推進計画	B	○	弘前市の例により新市に引き継ぐが、平成20年度をめぐりに見直しする。
410	地域間交流事業	B	○	事業については新市に引き継ぎ、平成20年度をめぐりに見直しする。
411	国際交流活動に対する支援	B	○	国際交流夏まつり補助については新市に引き継ぎ、平成20年度をめぐりに見直しする。
412	留学生パスポート発行事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐが、平成20年度をめぐりに見直しする。
413	統計調査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
414	統計書作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
415	路線バス運行費補助（市町村単独）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
416	地域生活交通路線維持費補助金（県単独補助）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
417	融雪装置設置貸付金利子補給補助（雪対策）	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
418	市町村(郡)統計協会	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
419	弘前市私費留学生就学援助	B	○	弘前市の例により新市に引き継ぐが、平成20年度をめぐり見直しする。
420	地域新エネルギービジョン策定推進事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
421	市町村史編纂・発行・頒布	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
専門部会名 広報広聴				
422	広聴（公聴）	B	○	合併時に再編する。 （慣例の見直しとともに事業内容を整理統合し、新市に引き継ぐ。） ・市政アイディアポストは岩木、相馬の総合支所にも設置し、事業を継続。 ・市民新年互礼会及び町会長と市との懇話会は、新市へ引き継ぐ。 ・市長室を開放する日及び岩木町と相馬村の広聴事業は廃止。
423	世論調査	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
424	市町村勢要覧の発行	B	○	翌年度に再編する。
425	広報（広報紙発行）	A	○	月2回発行とし、大きさはA4判とする。配布方法は平成20年度をめぐり再編する。
426	広報（その他の広報）	B	○	合併時に再編する。
427	広報（ホームページ）	B	○	合併時に再編する。
428	市町村政懇談会	B	○	合併時に再編する。 （新市を町会連合会単位に27地区に分割し、4年サイクルで実施する。）
429	報道機関への情報提供	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
専門部会名 税務				
430	データ管理方法・更新方法（土地関係）	B	○	地籍図の加除修正を岩木・相馬では引き続き実施するが、弘前は新市で対応を検討する。
431	確定申告システム	B	○	相馬村の例により合併時に統合する。
432	軽自動車税システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
433	固定資産税システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
434	住民税システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
435	法人市民税システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
436	税（税率比較）【個人住民税】		○	現行どおり新市に引き継ぐ。
437	税（税率比較）【法人住民税】		○	弘前市の例により平成23年度をめぐり統合する。
438	税（税率比較）【固定資産税】		○	弘前市の例により平成23年度をめぐり統合する。
439	税（税率比較）【たばこ税】		○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
440	税（税率比較）【入湯税】	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
441	税（税率比較）【軽自動車税】		○	現行どおり新市に引き継ぐ。
442	税（税率比較）【鉱産税】		○	現行どおり新市に引き継ぐ。
443	税（税率比較）【都市計画税】		○	弘前市の例により平成23年度をめどに統合する。
444	税（税率比較）【特別土地保有税】		○	現行どおり新市に引き継ぐ。
445	公示送達	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
446	確定申告の方法（住民税）	B	○	相馬市の例により合併時に統合する。
447	賦課・減免等（住民税）	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
448	納期の設定（住民税）	A	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
449	無申告者の取り扱い（住民税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
450	関係様式（住民税）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
451	申告書発送（法人住民税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
452	設立届、申告書保管（法人住民税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
453	休業法人の取扱い（法人住民税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
454	課税免除・減免等（法人住民税）	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
455	関係様式（法人住民税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
456	入力（固定資産税）	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
457	賦課・減免等（固定資産税）	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
458	帳票管理（固定資産税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
459	国有資産等所在市町村交付金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
460	関係様式（固定資産税）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
461	固定資産税調定	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
462	資料作成（固定資産税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
463	業務委託（固定資産税）	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
464	土地鑑定評価業務（時点修正を含む）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
465	閲覧（固定資産税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
466	軽自動車登録事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
467	賦課・減免等（軽自動車税）	A	○	弘前市の例により合併時に統合する。
468	入湯税	A	○	合併時に再編する。
469	調定方法・期日（たばこ税）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
470	税証明書	A	○	合併時に再編する。
471	固定資産評価審査委員会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
472	住宅用家屋証明事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
473	たばこ販売者協議会補助金	B	○	合併翌年度に廃止する。
474	資産評価システム研究センター	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
475	軽自動車異動通知事務委託	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
476	東北都市税務協議会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
477	地区税務協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
478	都市計画税に係る事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
	専門部会名 収納			
479	収納システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
480	特徴収納システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
481	法人市民税収納システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
482	前納報奨金	A	○	翌年度に廃止する。
483	延滞金徴収	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
484	関係様式	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
485	個人住民税の収納管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
486	法人税の収納管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
487	市税等の督促手数料	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
488	固定資産税の収納管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
489	軽自動車税の収納管理	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
490	入湯税の収納管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
491	その他の税の収納管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
492	市町村税の督促・催告	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
493	市町村税の滞納処分・差押え・公売	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
494	市町村税の徴収嘱託及び受託	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
495	口座振替	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
496	国保料の収納管理・延滞金徴収・保険料の徴収・督促・催告・滞納処分・差押え・公売・徴収嘱託・受託・口座振替	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
497	介護保険料の収納管理・延滞金徴収・保険料の徴収・督促・催告・滞納処分・差押え・公売・徴収嘱託・受託・口座振替	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
498	納税貯蓄組合連合会補助金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
499	納税貯蓄組合事務費補助金	A	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
500	納税組合設立補助	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
501	県市町村税滞納整理組合	A	○	合併時に脱退し、滞納事案は新市に引き継ぐ。
専門部会名 窓口業務				
502	住民票システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
503	住民基本台帳ネットワークシステム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
504	印鑑登録システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
505	自動車臨時運行許可事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
506	戸籍届出受付事務	B	○	合併時に再編する。（平日の午後5時15分以降及び土・日曜日、祭日、年末年始の休日の戸籍届出は本庁で受付する。午後5時15分以降の死亡届を除く）
507	戸籍記載事務（戸籍総合電算化システム導入）	B	○	その他（合併後1～2年をめぐりに導入を図る。）
508	戸籍保管事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
509	戸籍謄抄本等交付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
510	身分証明交付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
511	埋火葬関係事務	B	○	合併時に再編する。（通年で午前8時30分から午後5時15分までの時間受付する。ただし、土・日曜日、祭日、年末年始の休日は本庁で受付する。）
512	除籍マイクロ化事業	B	○	その他（戸籍総合電算システム導入時に合わせて整備する）
513	人口動態調査事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
514	住民異動（転入・転出・出生・死亡・その他）事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
515	各種証明書交付事務（住民票・記載事項・戸籍の附票・その他）	A	○	その他（手数料は合併時に岩木町の例による。窓口時間延長は、弘前市の例により合併時に統合する。）
516	戸籍の附票事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
517	住民基本台帳ネットワークシステムサービス事務	B	○	その他（本庁に事務を集約する。）
518	人口集計表作成事務	B	○	その他（本庁に事務を集約する）
519	印鑑登録事務	A	○	その他（事務内容は現行どおり。手数料は、合併時に岩木町の例による。）
520	印鑑登録証明書交付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
521	職権抹消事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
522	外国人登録関係事務	A	○	その他（本庁に事務を集約する。手数料は合併時に岩木町の例による。）
523	青森県外国人登録事務協議会	B	○	その他（新市で加入する）
524	犯罪人名簿管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
525	異動処理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
526	消滅確認通知事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
527	照会事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
528	住民票閲覧事務	A	○	その他（本庁に事務を集約する。手数料は、合併時に岩木町の例による。）
529	郵便請求事務	B	○	その他（本庁に事務を集約する。）
530	相続税法第58条通知事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
531	総合案内	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
532	成年後見制度・破産者事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
533	公的個人認証サービス事務	B	○	その他（本庁に事務を集約する。）
534	改葬許可事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 住民生活			
535	回覧物の回覧の方法	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
536	行政連絡体制	A	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
537	広報紙と同時配布物の調整	B	○	弘前市の例により合併時に統合するが、配布物の件数調整は行わない。
538	自治会組織(町会、町会連合会等)	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
539	地縁団体	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
540	自治会活動補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
541	町内会館等建設補助金	B	○	合併時に再編する。(弘前市の例により統合するが、新たに主要構造部を50%以上含む50万円以上の修繕に係る経費を補助項目に加える。補助率1/3)
542	街灯・防犯灯電気料等補助	A	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
543	集会所管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
544	コミュニティ助成事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
545	交通災害電算事務	B	○	翌年度に廃止する。
546	行政相談・住民相談事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
547	自衛官募集事務	B	○	その他（募集事務は現行どおり。関係団体の事務は、平成20年度をめぐりに団体に移行。補助金等は、平成20年度をめぐりに再編。）
548	人権擁護委員事務	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
549	人権相談事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
550	人権啓発活動事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
551	交通安全計画に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
552	交通安全協会	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
553	交通整理員（みどりのおばさん）	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
554	放置自転車対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
555	違法駐車防止対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
556	交通安全教育	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
557	交通安全母の会	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
558	交通安全対策協議会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
559	交通安全啓発事業	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
560	交通安全用品の支給	B	○	翌年度に再編する。(支給品目は黄色安全帽子、ランドセルカバー、反射材とし、交通安全担当課が支給する。18年度支給分については、各市町村の平成17年度既決予算で対応。)
561	チャイルドシート事業	B	○	翌年度に廃止する。
562	交通広場管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
563	町会連合会交通安全運動補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
564	交通災害共済	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
565	生活安全条例	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
566	防犯協会補助金・負担金	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
567	暴力追放運動補助金・負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
568	街灯・防犯灯の設置・管理	A	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
569	暴走族根絶運動	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
570	消費者行政	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
571	量目商品試買調査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
572	地域交流センター	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 環境衛生		○	
573	狂犬病予防注射に関する事業	B	○	弘前市の例により、合併後19年度をめどに統合する。
574	畜犬登録事務	B	○	弘前市の例により、合併後19年度をめどに統合する。
575	犬猫捕獲事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
576	公害苦情処理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
577	東北都市環境問題対策協議会	B	○	その他(新市で加盟する。)
578	公害防止のための監視啓発事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
579	公害関係届出書類受付等事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
580	ダイオキシン対策	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
581	環境基本計画	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
582	環境基本計画推進事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
583	グリーン購入法関連	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
584	環境保全関連の指導・啓発事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
585	環境美化事業（クリーン作戦）	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
586	地球温暖化対策事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
587	環境保全団体	B	○	その他（弘前市町会連合会及びひろさき環境パートナーシップ21に係る事務については市民環境部環境保全課が、岩木山環境保全協議会に係る事務については岩木総合支所商工観光課が所管する。）
588	環境審議会事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
589	排水基準	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
590	水質検査事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
591	病害虫等駆除対策	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。
592	公衆便所維持管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
593	岩木川水系水質汚濁対策連絡協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
594	飲用井戸水対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
595	防疫対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 斎場霊園			
596	墓地管理システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
597	死亡獣畜埋却許可申請書に係る受付業務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
598	火葬場等関係事務	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
599	墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等の事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
600	共同墓地造成補助金	B	○	合併時に廃止する。
601	公営墓地管理事務	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 し尿・ごみ対策			
602	廃棄物の受付業務	B	○	廃棄物の搬入許可は本庁、岩木総合支所及び相馬総合支所で実施する。処分手数料等に係る事務は本庁のみとする。
603	一般廃棄物収集運搬等許可申請手続き事務	B	○	その他（弘前市の例により合併時統合するが、合併時に有効期間の残る業者に「許可期限まで有効」の通知。但し、旧市町村区域での許可とする。新市で許可更新後、全市を対象とする業の許可とする。し尿の収集運搬は3市町村の区域限定を残すこととする。）
604	廃棄物処分券売払業務	B	○	その他（本庁において取り扱う）
605	浄化槽清掃許可申請手続き事務	B	○	その他（弘前市の例により合併時に統合するが、合併時に有効期間の残る業者に「許可期限まで有効」の通知。但し、旧市町村区域での許可とする。新市で許可更新後、全市を対象とする浄化槽清掃業の許可とする）
606	廃棄物計画に関する事務	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
607	犬、猫等の死骸処理事務	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
608	最終処分場関連管理事務	B	○	その他（平成18年度から廃棄物処分料金は弘前市の例によるが、ECクリーンセンター瑞穂に搬入する物は岩木町及び相馬村分の弘前地区環境整備事務組合からの残渣、行政回収された不燃ごみ等、及び新市の河川等ごみとする。）
609	不燃物等ごみ処理埋立地に係る事務委託	B	○	その他（地方自治法に基き、西目屋村が弘前市に「ECクリーンセンター瑞穂における西目屋村から排出されるごみの最終処分及び中郡旧埋立処分場における西目屋村排出埋立ごみの管理」に関する事務を委託する。）
610	ごみ減量等推進事業	B	○	その他（平成20年度をめぐりに再編する。報酬等については合併時は現行どおりとし、翌年度以降1市2制度として、弘前市は報酬額月額1,000円、岩木町・相馬村は報償費月額2,000円とする。）
611	コンポスト購入費助成事務	B	○	翌年度に再編する。（補助金は2,000円。補助対象はコンポスター・ワンダーボックスとEM菌による処理器とする。交付方法は、町会連合会若しくは窓口とする）
612	不法投棄ごみ防止事業	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
613	不法投棄等処理事業	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
614	ごみ収集体制	A	○	・その他（可燃、不燃、粗大ごみについては、弘前市の例により翌年度統合する。 ・資源ごみの収集については、平成20年度をめぐりに再編する。 ・収集場所については、現行どおり新市に引き継ぐ。
615	ごみ集積所設置補助	B	○	合併時に廃止する。
616	ごみ収集施設の整備	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
617	ごみ減量等推進審議会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
618	し尿の収集運搬、処分、受付業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
619	汲み取り料金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
620	リサイクル推進・啓発事業	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
621	集団資源回収助成事業	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
622	ごみ資源化（家電リサイクル法関連）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
623	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
624	野木除塵機運転	B	○	岩木町の負担金は廃止。
専門部会名 福祉総務				
625	福祉事務所事務	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
626	地域福祉計画	B	×	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
627	戦没者等の遺族に対する弔慰金（特別給付金）事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
628	戦没者の遺族に対する年金等事務（旧軍人等の恩給事務）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
629	戦没者追悼式	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
630	遺族会補助金	B	○	合併後、平成19年度をめぐり廃止する。
631	災害弔慰金事務・災害障害見舞金支給事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
632	災害援護資金貸付	B	○	弘前市・岩木町の例により、合併時に統合する。
633	社会福祉協議会補助金	B	○	その他（合併後速やかに調整を図る）
634	地域福祉基金	B	○	合併時に再編する。
635	民生委員推薦会事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
636	民生委員・児童委員協議会補助金交付事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
637	民生委員・児童委員協議会事務局事業	B	○	弘前市・岩木町の例により、合併時に統合する。
638	ウェルフェアテクノハウス弘前管理運営事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
639	福祉保健総合相談窓口業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
640	行旅人関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
641	日本赤十字	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
642	保護司会補助金	B	○	翌年度に再編する。
643	福祉バス運行業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
644	施設整備補助金	B	○	合併時に廃止する。
645	社会を明るくする運動（実施委員会関係）	B	○	合併時に再編する。
646	相馬村保養センター	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
専門部会名 高齢福祉				
647	福祉高齢者システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
648	高齢者サービス調整連絡会議	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
649	老人福祉センター管理運営	A	○	合併後、平成20年度をめぐり再編する。
650	老人クラブ補助事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
651	単位クラブ補助金事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
652	老人保健福祉計画	B	○	翌年度に再編する。
653	生きがい活動支援通所事業	B	○	合併後、平成19年度をめぐり再編する。
654	金婚式	B	○	長寿者褒賞同様、新市における他の表彰制度にならない18年度中に再編又は統合することとする。それまでの間は、岩木町においては長寿者褒賞（敬老会）の中で行うこととし、記念品と顕彰状を合わせ5000円程度の予算とする。弘前市における80歳夫婦の褒賞及び相馬村における70歳以上夫婦の金婚式は、現行どおりとする。
655	緊急通報システム事業（老人福祉安心電話）	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
656	外出支援サービス事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
657	家事援助事業（介護保険以外）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
658	配食サービス事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
659	長寿者褒賞事業	B	○	新市における他の表彰制度にならい、平成18年度中に全市的な見直しを図って再編又は統合する。ただし、それまでの間は三市町村現行どおりとする。100歳への褒賞についてはのみは統合し、3万円相当の記念品と顕彰状とする。
660	各種サービス負担金徴収事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
661	住宅改修事業	B	○	翌年度に廃止する。
662	介護予防事業（転倒骨折予防教室、アクティビティ・痴呆介護教室、IADL訓練事業、地域住民グループ）	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
663	高齢者食生活改善事業	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
664	家族介護教室	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
665	生活管理指導短期宿泊事業	B	○	翌年度に廃止する。
666	在宅老人短期入所事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
667	老人日常生活用具給付等事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
668	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
669	老人福祉電話基本料金補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
670	ほのぼのコミュニティ21推進事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
671	家族介護慰労金	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
672	生活支援ハウス運営委託	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
673	老人入浴送迎事業	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
674	福祉施設助成事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
675	高齢者生きがいと健康づくり推進事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
676	紙おむつ等支給事業(単独事業)	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
677	歩行補助杖給付	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
678	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
679	シルバー人材センター運営費補助事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
680	敬老会事業	A	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
681	介護用品の支給	B	○	弘前市の例により、平成20年度をめどに統合する。
682	家族介護者交流事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
683	家族介護者ヘルパー受講支援事業	B	○	合併後、翌年度をめどに廃止する。
684	高齢者実態把握	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
685	介護予防プラン作成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
686	在宅介護支援センター管理	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
687	養護老人ホーム入所手続き事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
688	老人保護措置費補助金申請等事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
689	養護老人ホーム入所措置負担金徴収事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
690	養護老人ホーム措置者の入所継続判定事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
691	岩木町ふれあいセンター	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 障害福祉			
692	障害者支援費システム	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
693	重度身障者医療システム	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
694	障害者福祉システム	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
695	障害者福祉計画	B	○	翌年度に再編する
696	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
697	心身障害者扶養共済制度事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
698	更生医療給付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
699	障害者福祉サービス相互利用制度事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
700	在宅障害者訪問入浴事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
701	障害者自動車改造助成事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
702	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
703	重度障害者・児日常生活用具給付等事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
704	身体障害者・児補装具給付事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
705	身体障害者手帳事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
706	療育手帳事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
707	有料道路割引制度事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
708	NHK放送受信料免除事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
709	進行性筋萎縮症等給付事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
710	身体障害者関係団体補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
711	知的障害者関係団体補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
712	身体・知的障害者相談員事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
713	普通（軽）自動車生計同一証明 発行事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
714	支援費制度事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
715	心身障害者扶養共済掛金補給事 業	B	○	その他（合併前に廃止）
716	福祉読本「心をひらく」作成配 付	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
717	障害者ガイドブック作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
718	声の広報事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
719	手話通訳者の派遣	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
720	手話通訳者の設置	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
721	在宅知的障害者交通費助成	B	○	その他（合併前に廃止）
722	在宅心身障害者タクシーサービ ス事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
723	有職障害者交通費助成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
724	発達遅滞児等地域療育事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
725	障害者施設入所者及び扶養義務 者に係る費用徴収の決定並びに 納付書の発行	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
726	精神障害者地域生活援助事業	B	○	弘前市・岩木町の例により、合併時に統合する。
727	重度医療制度	A	○	弘前市・相馬村の例により、翌年度に統合する。
728	知的障害者施設入所者医療費給 付事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
729	障害者福祉センターの管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
730	知的障害者更生施設等事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
731	知的障害者職親委託事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
732	精神障害者居宅介護等事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
733	精神障害者短期入所事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
734	精神障害者相談事業	B	○	合併時に廃止する。
735	障害者小規模作業所運営支援	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
736	精神障害者小規模通所授産施設 運営費補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
737	精神保健福祉手帳申請交付受付 事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
738	通院医療費公費負担申請受付事 務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
739	身体障害者福祉バス運行事業	B	○	その他（合併前に廃止）
専門部会名 児童母子福祉				
740	児童扶養手当システム	B	○	翌年度に再編する。
741	遺児手当システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
742	保育料システム	B	○	翌年度に再編する。
743	児童手当システム	B	○	翌年度に再編する。
744	ひとり親家庭医療費給付システ ム	B	○	翌年度に再編する。
745	特別児童扶養手当システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
746	ひとり親家庭等医療事務	A	○	相馬村の例により、翌年度に統合する。
747	次世代育成支援対策行動計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
748	保育所入退所事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
749	保育所施設管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
750	保育料管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
751	保育料徴収基準	A	○	翌年度に再編する。（1年を経過したら統合する。）
752	延長保育促進事業	B	○	弘前市・岩木町の例により、合併時に統合する。
753	一時保育促進事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
754	長時間延長保育促進基盤整備事 業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
755	障害児保育事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
756	休日保育事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
757	ふれあい保育事業（県単事業）	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
758	乳幼児健康支援一時預かり事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
759	保育所地域活動	B	○	翌年度に再編する。
760	広域入所	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
761	無認可保育所	B	○	岩木町・相馬村の例により、翌年度に統合する。
762	嘱託医委任事務	B	○	翌年度に再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
763	給食栄養管理事務	B	○	翌年度に再編する。
764	へき地保育所管理運営事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
765	独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
766	児童館管理運営事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
767	放課後児童クラブ	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
768	児童館母親クラブ	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
769	子育て支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
770	子育てサポート支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
771	児童福祉審議会	B	○	合併時に廃止する。
772	地域子育て支援センター	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
773	子育てメイト関係事業	B	○	翌年度に再編する。
774	子どもの幸せ推進会議事業	B	○	合併時に再編する。
775	児童手当事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
776	特別児童扶養手当事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
777	親子ふれあい事業	B	○	合併時に廃止する。
778	母子・寡婦福祉資金貸付制度事務	B	○	合併時に廃止する。
779	母子・寡婦福祉連合会助成事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
780	児童扶養手当事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
781	母子・父子家庭児童祝金支給	B	○	翌年度に再編する。
782	家庭相談員	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
783	婦人相談員	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
784	助産施設	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
785	母子生活支援施設（母子寮）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
786	母子生活支援施設入所事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 生活福祉			
787	生活保護システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
788	生活保護申請等受付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
789	家庭訪問指導事業	B	○	合併時に再編する。（合併時に現業員33名、査察指導員5名を確保する。）
790	生活保護費支給事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
791	生活保護決定等事務	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 国保・年金			
792	老人医療システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
793	高額療養費システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
794	乳幼児医療システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
795	国民年金システム	B	○	合併時に再編する。
796	国民健康保険システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
797	国民健康保険税	B	○	翌年度に廃止する。
798	福祉年金システム	B	○	合併時に再編する。
799	適用関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
800	保険料関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
801	年金給付関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
802	協力、連携関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
803	福祉年金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
804	保険料（税）賦課事務	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
805	国民健康保険料（税）の減免	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
806	国民健康保険料（税）の軽減	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
807	国民健康保険料（税）納期の設定、税率	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
808	国民健康保険料（税）無申告者の取扱い	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
809	国民健康保険被保険者証	B	○	弘前市の例により、平成18年3月から統合する。
810	国民健康保険医療費通知	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
811	国民健康保険の罰則	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
812	資格証明書及び短期被保険者証の発行	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
813	国民健康保険のレセプト点検・開示	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
814	国保連合会共同処理事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
815	総合健康づくり推進事業に準じた事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
816	療養給付費給付事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
817	エイズ予防啓発事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
818	第三者行為求償事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
819	事業月報・年報作成事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
820	高額療養費支給事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
821	過誤調整・再審査事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
822	国保資格管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
823	高額療養費支払資金貸付事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
824	療養費支給事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
825	人間・脳ドック事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
826	成人病予防健診料助成事務（若年層対象）	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。
827	出産育児一時金支給事務	B	○	3市町村とも一時金の額は同一であり現行どおり新市に引き継ぎ、支給方法を原則として弘前市・相馬村の例によることとするが、岩木町における現金即時支給を継続する。
828	国保出産費資金貸付事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
829	葬祭費支給事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
830	食事療養費標準負担額減額認定事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
831	無受診世帯表彰事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
832	国保適用適正化事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
833	特定疾病療養受領証交付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
834	国保各種補助金・交付金・負担金申請事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
835	国民健康保険基金	B	○	合併時に再編する。
836	国保・老人広報事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
837	介護納付金の支払い	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
838	妊産婦十割給付証明書の発行	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
839	老人保健拠出金の支払い	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
840	高齢受給者証の交付	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
841	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
842	運営協議会事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
843	資格・異動関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
844	医療費給付関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
845	老人保健に係る高額医療費関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
846	過誤調整・再審査事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
847	レセプト点検・管理事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
848	月報事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
849	交付金・負担金等申請事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
850	老人保健に係る第三者行為求償等事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
851	医療費通知事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
852	訪問保健指導事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
853	乳幼児医療費給付事務	A	○	弘前市の例により、平成18年4月診療分から統合する。
	専門部会名 介護保険			
854	介護保険システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
855	介護保険事業計画	A	○	翌年度に再編する。
856	要介護認定事業訪問調査事務	B	○	①調査の実施方法 委託による調査を基本とし、弘前市の例により、合併時に統合する。 ②公平性等のための保険者実施分 翌年度に再編する。 ③調査委託料 弘前市の例により、合併時に統合する。
857	介護保険苦情・相談受付等事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
858	利用者負担額減免措置事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
859	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業補助金事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
860	介護保険申請受付事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
861	介護保険認定審査会事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
862	施設入所需要の把握事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
863	介護保険啓蒙事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
864	ケアマネージャーへの情報提供事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
865	介護保険料滞納整理事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
866	その他介護保険	B	○	①障害者控除対象者認定書交付手数料 現在の事務（事業）を新市に引き継ぐ。 ②医療費控除（おむつ代）に必要な事項の確認書交付手数料 現在の事務（事業）を新市に引き継ぐ。 ③処遇困難ケース、緊急時等の対応 弘前市の例により実施する。
867	保険料賦課事務	B	○	①介護保険料賦課事務 現在の事務（事業）を新市に引き継ぐ。（新市において一括処理する。） ②介護保険料申告方法と無申告者の取扱い 弘前市の例により実施する。（無申告者は（新）第3段階とする。）
868	介護保険料減免措置事務	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
869	介護保険特別会計	B	○	合併時に再編する。
870	保険料徴収事務	A	○	①納期について 弘前市の例（8期）により実施する。②延滞金について 新市の市民税等の例による。③督促手数料について 新市の市民税等の例による。④納付証明について 新市の市民税等の例による。⑤不能欠損の取扱い 弘前市の例により統合する。⑥特別徴収の期別徴収額の平準化の取組み 弘前市の例により統合する。⑦納税組合について 収納専門部会において調整する。
871	第三者行為求償事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
872	事業月報・年報作成事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
873	高額介護サービス費支給事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
874	過誤調整・再審査事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
875	介護資格管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
876	償還払支給事務	B	○	①償還払支給事務 現在の（事務）事業を新市に引き継ぐ。（新市において一括処理する。） 償還給付の受領委任払事務 弘前市の例により、合併時に実施する。（新市において一括処理する。） ②
877	介護保険各種補助金・交付金・負担金申請事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
878	介護保険関係基金事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
879	レセプト点検・管理事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
880	高額介護サービス費等支払資金貸付事業	B	○	翌年度に廃止する。
専門部会名 健康推進				
881	患者輸送業務に関すること	B	○	合併時に再編する。（弘前市については実施し、相馬村は廃止する。）
882	予防接種管理システム	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
883	健康管理システム	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
884	適正受診のための啓発指導事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
885	成人病予防健診料助成事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
886	健診申込事務	B	○	弘前市の例により、平成20年度をめどに統合する。
887	各種イベント等における救護業務	B	○	合併時に再編する。（窓口を一本化して、指示により必要なスタッフを業務にあてる。）
888	学生実習受入れ業務	B	○	合併時に再編する。（窓口を一本化して、実習校との調整を図る。）
889	母子手帳の交付事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
890	妊産婦・新生児訪問指導	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
891	妊婦歯科検診	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
892	妊婦健診委託に関わる事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
893	妊婦窓口相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
894	2歳児歯科健康診査	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
895	妊婦教室	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
896	妊婦連絡票	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
897	母子管理票	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
898	母子栄養強化食品支給事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
899	乳幼児精密検診委託事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
900	乳児委託健康診査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
901	乳幼児訪問事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
902	乳幼児相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
903	乳幼児電話相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
904	乳児健診前期	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
905	乳児健診後期	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
906	1歳6か月児健診	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
907	2歳児健診	A	○	翌年度に廃止する。
908	3歳児健診	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
909	育児教室	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
910	赤ちゃんふれあい教室	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。（思春期を対象に事業を検討する。）
911	家族計画訪問指導	B	○	翌年度に廃止する。
912	妊産婦保健指導委託	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
913	健康手帳の交付	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
914	健康相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
915	訪問指導	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
916	集団健康教育	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
917	機能回復訓練	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
918	基本健診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。）
919	口腔健診(歯科含む)	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
920	骨粗鬆症検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40・50・60・70歳の女性、実施方法は医療一括と医療個別とし、自己負担額を300円とする。）
921	肝炎健診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上70歳まで5歳毎、実施方法は現行どおりとし、自己負担を無料とする。）
922	女性の健康診査	A	○	翌年度に再編する。（対象者は18～39歳の女性で、実施方法は医療一括、自己負担額を800円とする。）
923	ヘルスアセスメント事業（健康評価事業）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
924	岩木町健康増進プロジェクト	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ
925	個別健康教育	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
926	胃がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を1,000円とする。）
927	大腸がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。）
928	肺がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を400円とする。）
929	乳がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は30歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を700円とする。）
930	子宮がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は20歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を700円とする。）
931	健（検）診個人負担金徴収事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
932	前立腺がん検診	A	○	翌年度に再編する。（対象者は50歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。）
933	寝たきり者等訪問歯科指導事業	B	○	翌年度に廃止する。
934	乳幼児歯科保健教育	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
935	幼児フッ素塗布事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
936	成人歯科相談事業	B	○	翌年度に廃止する。
937	歯科保健推進事業	B	○	翌年度に廃止する。
938	乳幼児歯科保健指導調査委託事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
939	薬液（ワクチン等）の購入・管理	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
940	予診票	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
941	ポリオ予防接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
942	三種混合ワクチン接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
943	ツベルクリン・BCG	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
944	麻疹予防接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
945	風疹予防接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
946	日本脳炎	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
947	二種混合ワクチン接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
948	インフルエンザ予防接種	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
949	予防接種健康被害調査事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
950	緊急体制	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
951	感染症予防啓発事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
952	結核レントゲン検査	B	○	翌年度に再編する。（弘前市の結核レントゲン車による検診が終了することから新市一本化の方向で再編を図る）
953	精密検査	B	○	その他（平成17年度で廃止済み）
954	難病患者等居宅生活支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぎ、福祉部門で実施する。
955	救急医療施設運営費等補助	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
956	休日・夜間診療委託事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
957	休日診療日程調整事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
958	献血事業実施	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
959	食品衛生	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
960	栄養相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
961	食生活改善協議会育成事業（食生活改善地区組織活動の育成）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
962	食生活改善推進員養成講座	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
963	食生活改善協議会（食生活改善推進委員会）交付金補助金交付事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
964	健康づくり推進協議会育成事業	B	○	合併時に再編する。（弘前市は引き継ぐが、岩木町・相馬村は廃止する。）
965	健康まつり	B	○	翌年度に再編する。（弘前市で実施の健康まつりに一本化する。）

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
966	保健センターの管理運営事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
967	統計資料	B	○	翌年度に再編する。(17年度事業実績分から合冊する。)
968	啓蒙・啓発	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
969	健康21計画	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
970	保健協力員	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
971	弘前市医師会・歯科医師会保健 指導補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
972	公衆浴場施設整備補助	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
973	献血推進協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
974	弘前市医師会付属看護学院運営 費補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
975	病院群輪番制病院設備整備費補 助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 病院			
976	医療事務システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
977	病院の概要について(組織体 制、職員数、施設管理等)	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
978	病院運営審議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
979	委託業務等の管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
980	診療所管理・運営	B	○	その他(合併前に廃止) 平成17年6月30日付けで廃止。
981	病院事業資産の取得、管理、処 分	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
982	病院の物品の調達及び管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
983	病院の予算及び決算	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
984	病院の金銭の出納及び保管	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
985	病院の企業債及び借入金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
986	患者の診療受付及び入院	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
987	診療記録の整理・保管	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
988	診療報酬の請求に係る許認可等 の申請事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
989	医師住宅	B	○	その他(合併前に処分) 平成17年12月13日をもって解体処分。
990	医事統計	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
991	代務医師の賃金等	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
992	医療相談	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
993	議会の同意を要する賠償責任免 除	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
994	議会の議決を要する負担付きの 寄付受領等	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
995	業務状況説明書類の作成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
996	使用の許可に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
997	使用料及び手数料に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
998	使用料及び手数料の納付及び減 免に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
999	賠償責任に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1000	勤務時間に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1001	職員安全衛生管理に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1002	救急病院に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1003	病院の健診事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1004	院外処方に関する事項	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1005	感染予防対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1006	栄養管理、給食、検食について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1007	不在者投票について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1008	職員の福利厚生について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1009	機器等の管理について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1010	入退院について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1011	薬品管理等について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1012	各種検査について	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1013	患者および家族への指導	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1014	診療材料の検収、保管および出 納に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 商工労政			
1015	U/I/Jターン事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1016	出稼ぎ管理システム	B	○	合併時は、弘前のシステムにデータ移行し、その後、オンライン化を検討する。
1017	企業誘致	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1018	商工会議所、商工会運営費補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1019	商工会議所、商工会実施事業補 助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1020	商業団体実施事業補助	B	○	商店街振興組合等の商業団体の事業費補助は、現行どおり継続し、商店街振興育成事業補助は、新市の区域を対象に実施する。
1021	中小企業団体中央会補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1022	地方卸売市場補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1023	商業振興イベント補助	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1024	中心市街地活性化事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1025	商店街振興組合法関連事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1026	商工業活性化利子補給事業	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1027	伝統的工芸品関連事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1028	中小企業事業資金融資	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1029	中小企業信用保険法認定事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1030	県信用保証協会出捐金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1031	信用保証料補助金	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1032	TMO補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1033	工業団地	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1034	工場適地	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1035	工業再配置促進法関連事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1036	工場等設置奨励制度	A	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1037	第3セクター・出資団体	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1038	大店立地法関連事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1039	顕彰事業	B	○	表彰制度については、平成18年度中に全市的な見直しを図って再編又は統合する。
1040	地場産業振興	B	○	弘前市の技術講習会は、新市においても継続する。IT化アンケート調査は、平成16年度で廃止する。各団体への負担金は、現行どおり継続する。ITベンチャー補助の新制度は、新市の区域を対象に実施する。相馬村の産業振興プロジェクト支援助成金は、合併の翌年度廃止する。
1041	地場産業振興施設	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1042	雇用促進対策	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1043	認定職業訓練補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1044	緊急雇用対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1045	出稼ぎ対策	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1046	労働関係機関との連絡協調	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1047	労働者福祉協議会補助	B	○	合併時まで、存廃を検討する。
1048	勤労青少年福祉対策（勤労青少年ホーム）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1049	勤労者対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1050	労働金庫貸付金提携融資	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1051	県労働金庫貸付金	B	○	翌年度に廃止する。
1052	鉱業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1053	計量器検査事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1054	発明・考案の奨励事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 観光物産			
1055	東北自然歩道に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1056	旅館ホテル空室情報システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1057	レッツウォークお山参詣	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1058	ねふた関係行事	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1059	観光協会運営補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1060	観光協会実施事業補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1061	物産協会運営補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1062	物産協会実施事業補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1063	その他関係団体への補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1064	津軽広域観光圏協議会、りんごふるさとシャトルバス運営協議会、岩木山スキー連絡協議会事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1065	観光イベント助成事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1066	イベント実行委員会事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1067	温泉利用施設管理運営	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1068	観光施設管理運営	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1069	観光ボランティアガイド事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1070	観光宣伝	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1071	第3セクター関連	B	×	現行どおり新市に引き継ぐ。
1072	観光案内板等整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1073	観光物産等PR事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1074	温泉事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1075	道の駅観光情報提供事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1076	景観施設管理事業	B	○	平成17年度からは永年草を植栽することとしており、合併時は現行どおり新市に引き継ぎ、合併と同時に財産所管課で対応する。
	専門部会名 農政			
1077	中山間地域等直接支払市町村推進事業	B	○	翌年度に再編する。（新市の基本方針は、合併後速やかに作成する。また、業務支援システムソフトは、現行のものをそれぞれ活用し、一括管理する。）
1078	地域農政推進対策事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1079	農業振興地域整備計画	B	○	整備計画は平成20年度をめぐりに再編し、申請受付事務は弘前市の例により合併時統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1080	認定農業者育成事業	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1081	農業経営基盤強化基本構想の策定及び認定農業者の認定に関する事務	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。
1082	農業制度資金利子補給費補助	B	○	翌年度に再編する。（合併後速やかに弘前市の例により「特別融資制度推進会議」を設置し、事務を執行する。）
1083	農用地区域に係る照会	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1084	果樹経営安定対策事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1085	農業協同組合貸付金	B	○	翌年度に再編する。（新たに相馬村農協を加え、現行の預託額の範囲内で3農協に預託する。）
1086	青森県農業信用基金協会出資金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1087	中山間地域直接支払制度	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1088	農業振興団体補助	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1089	農業後継者対策	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1090	農業後継者対策基金	B	○	平成16年度から資格認定は行っていないが、既に認定を受けている夫婦については、これまでどおり研修を実施していく。
1091	経営対策体制整備推進事業	B	○	翌年度に再編する。（合併後すみやかに担い手支援協議会を設立し、新規事業を実施する。）
1092	農業改良普及関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1093	気象情報の提供	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1094	都市と農村の交流事業	A	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1095	農産物直売所関係	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1096	津軽・生命科学活用食料特区	A	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1097	農業者顕彰制度	B	○	平成18年度中に全市的な見直しを図って、再編する。
1098	(社)弘前市農業後継者育成基金協会事務	B	○	合併時に廃止する。（平成17年5月31日解散、同年11月14日清算事務完了）
1099	農業地域活性化イベント	B	○	平成17年度で事業終了。
1100	市町村民農園	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1101	資金関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1102	農業統計関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1103	農構施設管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1104	肥料販売業務関係	B	○	岩木町の例により、翌年度に統合する。
1105	平成15年災害資金利子補給費補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1106	津軽の「食」と「産業」まつり地元農産物販売運営委員会補助	B	○	平成17年度で事業終了。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1107	農業経営基盤強化資金利子助成補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1108	農家経営安定支援利子助成事業費補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1109	農業構造確立支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1110	農業経営改善支援利子助成事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1111	青森県農林漁業災害経営資金利子補給補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1112	トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1113	新規就農者営農開始支援事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1114	特定農山村地域市町村活動支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1115	バイオマス利活用フロンティア推進事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1116	農政審議会	B	○	翌年度に再編する。（委員の数30名以内、委員構成は弘前市の例により7区分、臨時委員を置くことができる、会長・副会長は互選により定める。）
1117	市民農園設置事業費補助	B	○	平成17年度で事業終了。
1118	産業近代化資金利子補給費補助	B	○	合併時に廃止する。
1119	平成16年災害資金利子補給費補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 水田			
1120	水田台帳システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1121	米の消費拡大事業	B	○	翌年度に再編する。（弘前市において、速やかに岩木町・相馬村を含めた実施計画を作成する。）
1122	水田農業推進協議会	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。（水田農業ビジョン及び産地づくり計画等については、旧市町村の実施計画を尊重する。）
1123	水田農業構造改革対策事業（数量調整円滑化推進事業費補助）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。（18年度の事業は、現行どおり3市町村の実施方針に基づき実施する。なお、当該事業は18年度で終了予定。）
1124	転作協議会等推進事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1125	転作団地化支援事業	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1126	酒米生産推進対策事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1127	つがるロマン作付拡大推進事業 費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1128	稲わら収集機導入事業費補助	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
	専門部会名 果樹・野菜			
1129	野生鳥獣被害防止補助事業	B	○	翌年度に再編する。 （事業実施主体の組織については、中弘猟友会の中に岩木ハンタークラブ、相馬猟友会が含まれることから、弘前市の「有害鳥獣駆除活動費補助」は、現行どおりとし、有害鳥獣駆除活動全般に対する助成とする。 岩木町の駆除活動費補助、相馬村の駆除委託料は、弘前市の「野生猿駆除等対策費補助（P-1-16-1）」と同様に、特定の有害野生動物（猿、熊等）の駆除活動に対する助成に見直しする。）
1130	生産振興総合対策事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1131	青果会社市長招待会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1132	農業災害・病虫害対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1133	栽培技術情報	B	○	岩木町の例により、合併時に統合する。
1134	畜産振興対策事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1135	家畜防疫対策	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1136	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する取り組み	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1137	草地関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1138	その他施設管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1139	鳥獣保護及び有害駆除	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1140	りんごおい化栽培研究会	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1141	りんご協会地区連絡協議会	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1142	振興作物生産対策事業	A	○	翌年度に再編する。 （新市において、速やかに新たな制度を設けるものとする。）
1143	特産果樹等振興支援事業	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。
1144	味来（嶽きみ）作付定着事業	B	○	翌年度に再編する。 （再編の内容は、18年度は、岩木町の例によるものとする。 ただし、新市での振興作物全体の助成制度を検討する中で、事業の見直しを図っていく。）
1145	りんご園鳥害防止事業費補助金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1146	りんご性フェロモン導入推進事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1147	りんご主要病害虫防除対策事業 費補助	B	○	翌年度に再編する。 (再編の内容は、17年度の弘前市・岩木町の例によるものとする。)
1148	青森県共同防除組織再編強化支 援事業費補助金	B	○	平成17年度で事業終了。
1149	町高能率農業機械導入事業	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
1150	町畑作園芸パイクハウス設置事業	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
1151	りんご等改植農家経営維持安定 資金利子補給補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1152	あおもり施設農業拡大対策事業 費補助	B	○	翌年度に再編する。 (再編の内容は、弘前市の例によるものとする。)
1153	あおもり園芸特産産地育成強化 事業費補助	B	○	翌年度に再編する。 (再編の内容は、弘前市の例によるものとする。)
1154	あおもり「冬の農業」施設整備 対策事業	B	○	翌年度に再編する。 (再編の内容は、弘前市の例によるものとする。)
1155	野生猿駆除等対策費補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1156	野菜価格安定事業補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1157	あおもり「有機の郷づくり」条 件整備事業	B	○	翌年度に再編する。 (再編の内容は、弘前市の例によるものとする。)
1158	弘前りんご消費拡大負担金	B	○	翌年度に再編する。 (組織については、新たに相馬村農協を加える形で再編する。事業内容は、弘前市のこれまでの実施方法を基本に、関係団体と協議しつつ実施するものとする。)
1159	弘前市農業生産推進協議会負担 金	B	○	翌年度に再編する。 (組織は、新たに相馬村農協を加える形で再編し、市の負担金及び事業は現行どおりとする。)
	専門部会名 林業			
1160	林務関係事務	B	○	相馬村の例により、合併時に統合する。
1161	林業施設整備事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1162	森林国営保険	B	○	弘前市の例により、平成21年度をめどに統合する。
1163	緑化推進事業	B	○	翌年度に再編する。(組織を一本化するが、緑化に関する助成事業は19年度以降拡大する。)
1164	山火事防止	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1165	市町村森林整備計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1166	森林施業計画認定・伐採届受理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1167	市町村有林の管理	B	○	合併後、平成20年度をめどに再編する。
1168	松くい森林病害虫防除事業(松 くい虫被害対策)	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1169	火入れ許可	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1170	森林公園の維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1171	林道施設災害復旧事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1172	治山事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1173	森林整備地域活動支援交付金	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに廃止する。
	専門部会名 農村整備			
1174	地籍調査の実施状況	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1175	標準積算システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1176	県国土調査推進協議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1177	土地改良事業の経費の賦課徴収	A	○	弘前市・岩木町の例により、翌年度に統合する。
1178	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに廃止する。
1179	農業農村整備事業管理計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1180	農村地域整備状況調査事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1181	農地・農業用施設災害復旧事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1182	農道水路等改良事業費補助金	A	○	翌年度に再編する。（再編の内容は、弘前市の例によるものとする。）
1183	農地農業用施設災害復旧増高申請業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1184	河川占用許可申請（産業振興関係）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1185	ため池関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1186	土地改良事業団体連合会関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1187	農業用施設管理関係（土地改良関係）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1188	農村公園	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1189	農道、ため池等台帳関係	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1190	幹線農道除雪	B	×	合併後、平成21年度をめぐりに再編する。
1191	団体営基盤整備促進事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1192	農道等使用料	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1193	市有農道境界証明手数料	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1194	農業用施設管理関係（集会施設等）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1195	土地改良事業費等補助金（分担金納付事業費補助）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1196	担い手育成支援事業補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1197	災害復旧事業費補助	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1198	県営基幹水利施設管理事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1199	県営基幹施設管理体制整備事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1200	県営ほ場整備事業（担い手育成型）負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1201	県営ふるさと農道緊急整備事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1202	県営ため池等整備事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1203	県営農村振興総合整備事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1204	県営畑地帯総合整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1205	県営農道環境整備事業負担金	B	○	17年度事業完了
1206	県営一般農道整備事業負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1207	相馬揚水機場維持管理負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1208	（社）農村環境整備センター負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1209	東北農地地すべり対策協議会負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1210	岩木川左岸地区土地改良事業促進協議会負担金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 農業委員会			
1211	農地流動化地域総合推進事業	B	○	平成16年度で事業が終了するので廃止するが、新たな事業が示されたときは、合併時まで調整する。（平成17年度から強い農業づくり交付金事業が創設されたが、実施していない。弘前市で、平成18年度事業として当該交付金事業を活用し、遊休農地解消のための事業を実施する。予算要求は、現弘前市のみで要求するものとする。）

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1212	農業委員会の定数、任期、運営	A	○	<p>1 新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定（以下、「在任特例規定」という。）を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 在任特例規定を適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は、39人とする。</p> <p>3 在任特例規定を適用後の選挙区の数及び各区域の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりとする。 ①現弘前市の区域 11選挙区 30人 ②現岩木町の区域 2選挙区 6人 ③現相馬村の区域 1選挙区 3人</p> <p>4 在任特例規定を適用する期間における農業委員会の委員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、会長、会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者の報酬の額は、弘前市の例による。</p>
1213	米・りんご作柄調査事業	B	○	合併時に廃止する。
1214	意見の公表、建議、答申、要望業務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1215	農業者年金受託事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1216	青い森農林振興公社受託事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1217	農地法業務	B	○	<p>1 業務は同じなので特に調整する必要はないが、申請に係る様式、添付書類は合併時まで統一する。（合併後の申請に係る様式、添付書類は、青森県農業委員会職員協議会が定めた様式を用いるものとする。）</p> <p>2 合併後は旧市町村のあっせん基準を適用し、2005年センサスに基づき平成18年に見直しする。</p>
1218	標準小作料業務	B	○	当分の間、旧市町村単位の標準小作料を適用するが、合併後は平成19年4月1日までに統一する。
1219	農作業標準賃金業務	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
1220	結婚相談員活動事業	B	○	合併時に廃止する。
1221	青年交流会（花嫁対策）事業	B	○	合併時に再編する。（再編を検討した結果、弘前市の例により合併時に統合するものとする。）
1222	農地基本台帳整備業務	B	○	合併後、平成19年度をめどに再編する。
1223	家族協定支援事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1224	農地無断転用防止対策事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1225	農業委員会「広報紙」発行事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1226	農業後継者りんご整枝剪定競技会事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1227	農業委員会委員選挙人名簿調製事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1228	中弘地区農業委員会連絡協議会業務	B	○	合併時まで調整する。（青森県農業会議における、合併後の県内農業委員会の地区割に基づき決定するものとする。）

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1229	中津軽郡農業委員会連絡協議会業務	B	○	合併時に廃止する。
1230	中弘地区農業委員大会業務	B	○	合併時まで調整する。（青森県農業会議における、合併後の県内農業委員会の地区割に基づき決定するものとする。）
1231	農業者年金協議会・協会事務	B	○	合併時に再編する。（3市町村の既存協議会は解散し、合併後速やかに協議会を設立するものとする。）
1232	弘前市農業経営者協議会事務	B	○	合併時に廃止する。
1233	農業委員会各種負担金、補助金及び交付金	B	○	1 青森県農業会議負担金は、従来どおり、負担金の拠出を継続する。 2 青森農林統計協会負担金は、統計資料を確保するため、合併後も引き続き農業委員会から拠出する。 3 中弘地区農業委員会連絡協議会負担金は、合併時まで調整する。（現在の算出方法によるものとする。岩木町、相馬村の均等割分が減る。） 4 中津軽郡農業委員会連絡協議会負担金は、合併時に廃止する。 5 農業者年金協会、協議会負担金は、弘前市の例により、翌年度に統合する。 6 会議等負担金は、弘前市の例により、合併時に統合する。 7 弘前市農業経営者協議会運営費補助金は、合併時に廃止する。 8 弘前市青年交流会実行委員会補助金は、合併時に再編する。（現在の事業費から、岩木町、相馬村からの参加者を見込んで算出するものとする。）
1234	諸証明発行事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1235	農業経営基盤強化促進法業務	B	○	促進法業務は現行どおり新市に引き継ぐ。所有権移転の受け手の基準についても、現行どおり新市に引き継ぐ。
専門部会名 都市計画				
1236	土地区画整理事業等の企画・調査に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1237	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の制限に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1238	5 h a 未満の土地区画整理事業施行認可及び組合の設立認可に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1239	市施行土地区画整理事業に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1240	組合施行土地区画整理事業等に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1241	開発許可制度に関する事務	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1242	都市計画法に基づく証明事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1243	都市計画審議会に関する事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。なお、新たな審議会発足するまでは、弘前市都市計画審議会条例の規定により、都市計画審議会委員に任命されていたものは新市の都市計画審議会委員とみなすこととする。
1244	都市計画の策定及び決定に関する事務	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1245	地区計画の届け出に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1246	都市計画マスタープラン策定事務	B	×	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1247	都市計画道路整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1248	土地区画整理事業施行区域内の市街地再開発事業等に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1249	都市計画図の管理に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1250	地理情報（GIS）システムの導入に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1251	公有地拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の届出・申出に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1252	都市改造記念会館管理運営に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1253	駐車場法に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1254	景観に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1255	屋外広告物に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 公園			
1256	野外活動施設等管理事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1257	都市公園管理事業	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1258	都市公園管理審議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1259	みどりの審議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1260	緑の相談所管理運営事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1261	緑の基本計画策定事務	B	×	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
1262	その他の公園管理事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1263	弘前公園管理事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 下水道			
1264	下水道・集落排水システム	B	○	その他（平成18年度に統合する水道料金システムにならう。）

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1265	下水道受益者負担金システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1266	農業集落排水事業分担金システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1267	生活排水処理計画	B	○	その他（現時点では調整しないが、次回の計画策定時には再編する。）
1268	青森県合併処理浄化槽普及促進協議会	B	○	合併時に再編する。（新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。）
1269	汚水処理施設整備構想	B	○	その他（現時点では調整しないが、次回の策定時には再編する。）
1270	下水道事業計画	B	○	その他（現時点では調整しないが、次回の計画策定時には再編する。）
1271	事業計画事務	B	○	その他（現時点では調整しないが、次回の計画策定時には再編する。）
1272	都市計画決定	B	○	その他（現時点では調整しないが、次回の都市計画決定時には再編する。）
1273	公共下水道事業決算統計	B	○	翌年度に再編する。（合併前の平成17年度分についても、各市町村の決算数値を合算して作成する。）
1274	事業認可事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1275	下水道施設工事（管渠施設等）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1276	処理開始区域の公示関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1277	下水道管渠維持管理	B	○	翌年度に再編する。（岩木町・相馬村のマンホールポンプ等管渠の維持管理については、弘前市での既存の維持管理体制（委託）に再編する。ただし、町村のマンホールポンプの通報装置については、設置されていない箇所もあるため、通報装置の整備を進めるとともに、全ての箇所に通報装置が設置され、下水処理場での一元管理体制が確立されるまでの間は、岩木町・相馬村からの通報体制を整えることで対応する。）
1278	流域関連下水道使用承認関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1279	公共下水道処理場維持管理	B	○	翌年度に再編する。（相馬村の公共下水道（特定環境保全公共下水道）処理場の維持管理については、通報装置を移転して、弘前市での既存の維持管理体制（直営及び一部委託）に再編する。）
1280	流域下水道接続申請関係事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1281	下水道会計	B	○	その他（現行どおり特別会計のまま新市に引継ぐが、合併後平成20年度をめどに企業会計へ移行する。）
1282	区域外流入事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1283	水洗便所改造貸付	A	○	合併時に廃止する。（弘前市の既存の貸付金制度は合併時に廃止し、新たな融資あっせん及び利子補給制度を実施する。）
1284	生活保護世帯水洗化工事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1285	水洗便所改造報奨金	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1286	下水道受益者負担金	A	○	合併時に再編する。（弘前市の制度に再編する。ただし、岩木町で合併前までに認可された区域内は、岩木町の現行制度を適用する。）
1287	下水道使用料	A	×	合併後、平成22年度をめどに再編する。
1288	公共賦課徴収事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1289	下水道料金未収金対策	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1290	下水道事業の消費税の確定申告	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1291	下水道施設台帳	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1292	公共固定資産管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1293	下水道会計システム	B	○	その他（企業会計へ移行するときにシステムを構築する。）
1294	下水道審議会	B	○	その他（料金改定時に設置する。）
1295	下水道関係協議会等	B	○	合併時に再編する。（新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。）
1296	日本下水道協会東北支部	B	○	合併時に再編する。（新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。）
1297	日本下水道協会青森県支部	B	○	合併時に再編する。（新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。）
1298	企業会計移行業務	B	○	合併時に再編する。（平成20年度をめどに企業会計へ移行することとし、その準備は合併時から行う。）
1299	督励活動	B	○	合併時に再編する。（弘前市では督励活動専任の職員1名を配置しているため、合併後は岩木町・相馬村を含めた範囲で督励活動を行う。水洗化促進のPRパンフレットについては、新市の制度紹介等でそろえる必要があるため、18年度中に作成する。）
1300	不明水対策	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1301	水質管理	B	○	翌年度に再編する。（3市町村で、水質検査の方法（直営・委託）や頻度、項目に違いがあるため、18年度からは統一する。）
1302	除害施設指導	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1303	日本下水道事業団補助金	B	○	合併時に再編する。（新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。）
1304	下水道加入促進利子補給金	A	○	合併時に再編する。（合併時に貸付限度額を80万円とする融資あっせん及び利子補給する新制度に再編する。新制度の名称を「弘前市水洗便所改造等工事資金融資あっせん制度」とする。）
1305	下水道加入促進奨励金	A	○	その他（岩木町にかかる合併前に認可及び採択された区域内においては現行どおりとし、合併後新たに認可及び採択された区域は該当しない。）
1306	排水設備工事責任技術者試験等事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1307	行為の許可関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1308	財産占有更新事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1309	浄化槽（個人設置型）整備事業補助金	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1310	浄化槽（市町村設置型）整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1311	浄化槽（市町村設置型）整備事業管理事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1312	農業集落排水施設工事（管渠施設等）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1313	農業集落排水施設維持管理	B	○	翌年度に再編する。（岩木町・相馬村の農業集落排水処理施設の維持管理については、通報装置を移転して弘前市での既存の維持管理体制（直営及び一部委託）に再編する。）

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1314	農業集落排水処理施設使用料	A	×	合併後、平成22年度をめぐりに再編する。
1315	農業集落排水事業分担金	A	○	合併時に再編する。(弘前市の制度に再編する。ただし、岩木町・相馬村で合併前までに採択済み区域内は、岩木町・相馬村の現行制度を適用する。)
1316	農業集落排水会計	B	○	その他(現行どおり特別会計のまま新市に引継ぐが、合併後平成20年度をめぐりに企業会計へ移行する。)
1317	農業集落排水施設台帳管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1318	農業集落排水事業の消費税の確定申告	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1319	農業集落排水会計システム	B	○	その他(企業会計へ移行するときに統合する。)
1320	農業集落排水関係協議会等	B	○	合併時に再編する。(新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。)
1321	農業集落排水決算統計	B	○	翌年度に再編する。(合併前の平成17年度分についても、各市町村の決算数値を合算して作成する。)
1322	農業集落排水賦課徴収事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1323	農業集落排水固定資産管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1324	農業集落排水事業促進協議会補助金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに廃止する。
1325	青森県農業集落排水事業促進補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1326	指定工事業者審査手数料	A	○	岩木町・相馬村の例により、合併時に統合する。
1327	排水設備工事検査手数料	A	○	合併時に再編する。(定額制(排水管内径100ミリメートル以下1件110メートルまで2,000円・排水管内径100ミリメートルを超えるもの1件80メートルまで2,000円)と従量制(排水管内径100ミリメートル以下110メートルを超え10メートル増すごとに150円・排水管内径100ミリメートルを超えるもの80メートルを超え10メートル増すごとに200円)を併用した制度に再編する。)
1328	流入水の下水の水質検査	B	○	合併時に再編する。(流域下水道の接続点の水質検査については、県と協議し決定する。)
1329	流域関連負担金	B	○	合併時に再編する。(新市としてあらためて加入する以外は現行どおりとする。)
1330	弘前市下水道普及促進協力会運営費補助金	B	○	合併後、平成20年度をめぐりに廃止する。
1331	納付団体等事務報償金	B	○	翌年度に廃止する。
	専門部会名 建設			
1332	要望受付	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1333	建設事業選定	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1334	建設事業計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1335	建設事業用地取得	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1336	建設工事	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1337	開発行為に関する事前協議	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1338	私道の整備事業	A	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1339	道路・橋梁台帳管理	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1340	市道認定	A	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1341	未登記土地処理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1342	法定外公共物管理	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1343	建設事業用地の所管替事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1344	交通規制	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1345	市町村道・県道の昇格等引継	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1346	官民境界査定	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1347	法河川台帳整備（準用河川）	B	○	翌年度に再編する。（既存の対象河川の完成図面を本庁に集約し対応することとし、その後河川台帳として順次整備していく。）
1348	道路占用	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1349	河川占用	B	○	翌年度に再編する。（合併の翌年度には、弘前市に事務を集約し河川法等に基づき対応することとし、河川台帳が整備された後に「弘前市準用河川管理条例」の制定について検討する。）
1350	道路除雪事業	A	○	合併後、平成21年度をめぐりに再編する。
1351	建設機械購入事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1352	消融（流）雪溝の整備	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1353	消融（流）雪溝の維持・管理	A	○	合併後、平成21年度をめぐりに再編する。
1354	交通安全対策	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1355	交通バリアフリー関連事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1356	土木積算システム運用	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1357	工事及び測量・設計等の随意契約事務	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1358	道路・河川関係負担金事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1359	小型除雪機貸し出し事業	A	○	合併後、平成21年度をめぐりに再編する。
1360	導水路整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1361	防雪柵設置事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1362	雪置き場建設事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1363	街路灯維持管理（防犯灯を除く）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1364	街路樹維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1365	道路に係る維持修繕	B	○	合併後、平成19年度をめぐりに再編する。
1366	河川に係る維持修繕	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1367	道路・水路等管理協定事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1368	除雪事業補助金	A	×	合併後、平成21年度をめぐりに再編する。
1369	事業調整	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1370	津軽ダム建設促進期成同盟会事務局	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1371	岩木川上中流改修期成同盟会事務局	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1372	県道岩崎西目屋弘前線整備促進 同盟会事務局	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1373	国道7号整備促進期成同盟会事 務局	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1374	建設発生土処理業務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1375	庁内他部局からの受託	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1376	管内図の管理	B	○	翌年度に再編する。(新市の管内図は、平成17年度補正予算要求し、1/25,000と1/50,000の管内図を作成し、合併時に使用できるようにする。1/10,000の管内図は平成18年度で作成する。また、管内図の販売は行わない。)
1377	建設機械の使用に関すること	B	○	合併時に廃止する。
1378	急傾斜対策事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1379	災害防止	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1380	道路・橋梁防災点検	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1381	災害復旧	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1382	各種調査・報告	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1383	県有駐車帯管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 建築住宅			
1384	公営住宅管理システム	B	○	弘前市の例により、合併後19年度をめどに統合する。(弘前市の例により、合併時に統合する。)
1385	優良宅地造成等認定事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1386	県福祉のまちづくり条例関係事 務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1387	公営住宅建設	B	○	その他(現在建設中の公営住宅は新市へ引き継ぐが、新市となった場合の公営住宅建設については、新たに検討する。)
1388	維持管理	B	○	弘前市の例により、合併後20年度をめどに統合する。
1389	入居者管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1390	収納管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1391	入居資格	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1392	入居受付決定事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1393	公営住宅ストック総合改善計画 事業	B	○	その他(現在住戸改善中の公営住宅があれば新市へ引き継ぐが、新市となった場合の公営住宅ストック総合改善計画については、新たに検討する。)
1394	青森県公営住宅等整備事業連絡 会	B	○	その他(現行どおり新市へ引き継ぐが、県と各市町村の調整が必要である。)
1395	住宅行政に関する計画	B	○	その他(新市となった場合のこの計画については、新市の総合基本計画に合わせて新たに検討する。)
1396	市営住宅運営委員会に関する事 務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1397	青森県住宅供給公社事務に関する事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1398	株式会社 建築住宅センター	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1399	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助	B	○	弘前市・岩木町の例により、合併時に統合する。
1400	借上市営住宅等建設事業費補助	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1401	建築基準法関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1402	浄化槽設置に関する受付事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1403	ハートビル法関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1404	省エネ法関係事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1405	分別解体等関係事務 (建設リサイクル法)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1406	住宅金融公庫受託事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1407	全国建築審査会協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1408	建築確認支援システム運用協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1409	日本建築行政会議	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1410	建築審査会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 上水道			
1411	上下水道料金システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1412	簡易水道システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1413	水道組織機構	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1414	指定工事事業者認定	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1415	固定資産管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1416	予算・決算	B	○	その他（上水道事業及び企業会計を行っている簡易水道事業については、現行どおり合併時に新市に引継ぐ。特別会計を行っている簡易水道事業等については、合併時に企業会計へ移行する。）
1417	工事・業務の入札及び契約	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1418	指名業者選定	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1419	入札参加資格	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1420	積立金現在高	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1421	財政指標	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1422	企業債の状況	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1423	事業及び財政計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1424	企業会計システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1425	水道料金	A	×	合併後、平成22年度をめぐりに再編する。
1426	賦課徴収	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1427	検針	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1428	納付制、口座振替制	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1429	更正、精算	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1430	収納、滞納整理、執行停止、欠損	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1431	給水開始・中止	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1432	水道関係手数料	A	×	その他（工事検査手数料、指定給水工事業者指定手数料、消火栓使用立会い手数料及び各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめぐりに再編。督促手数料については、弘前市の例により合併時に統合する。）
1433	異動事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1434	量水器	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1435	日常点検	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1436	水源施設維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1437	浄水施設維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1438	配水池施設維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1439	管路施設維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1440	給水方式	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1441	工事負担金	B	○	合併時に再編する。（要綱・要領を作成する）
1442	水源の水質・水量	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1443	上水道遠方計測監視システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1444	水質・施設管理体制	B	○	翌年度に再編する。（定期検査項目等は翌年度に再編・毎日検査は合併時に実施）
1445	貯蔵品管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1446	工事検査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1447	事業認可の内容、調整	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1448	拡張、整備計画	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1449	指定給水装置工事事業者の指導・監督	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1450	水道事業の消費税の確定申告	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1451	水道破損金	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1452	水道施設台帳	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1453	公印の管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1454	企業会計支払い事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1455	各種協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1456	設計施工	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1457	施設敷地等賃貸借契約事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1458	料金、手数料等の軽減又は免除	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1459	水道施設の物件事故に対する修繕費用請求事務取扱要綱	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1460	災害復旧	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1461	簡易水道整備	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1462	水道組織機構（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1463	指定工事事業者認定（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1464	固定資産管理（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1465	予算・決算（簡易水道）	B	○	その他（上水道事業及び企業会計を行っている簡易水道事業については、現行どおり合併時に新市に引継ぐ。特別会計を行っている簡易水道事業等については、合併時に企業会計へ移行する。）
1466	工事・業務の入札及び契約（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1467	指名業者選定（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1468	積立金現在高（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1469	財政指標（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1470	起債の状況（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1471	事業及び財政計画（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1472	企業会計システム（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1473	簡易水道料金	A	×	合併後、平成22年度をめぐりに再編する。
1474	簡易水道賦課徴収	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1475	検針（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1476	納付制、口座振替制（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1477	更生、精算（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1478	収納、滞納整理、執行停止、欠損（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1479	給水開始、中止（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1480	簡易水道関係手数料	A	×	その他（工事検査手数料、指定給水工事業指定手数料、消火栓使用立会い手数料及び各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度及びメーター使用料については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめぐりに再編。督促手数料については、弘前市の例により合併時に統合する。）
1481	新規加入事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1482	異動事務（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1483	量水器（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。（相馬村の自動検針量水器は現行どおり新市に引き継ぐ）
1484	日常点検（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1485	水源施設維持管理（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1486	管路施設維持管理（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1487	給水方式（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1488	工事負担金（簡易水道）	B	○	合併時に再編する。（要綱・要領を作成する）
1489	水源の水質・水量（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1490	水質・施設管理体制（簡易水道）	B	○	翌年度に再編する。（定期検査項目等は翌年度に再編・毎日検査は合併時に実施）
1491	貯蔵品管理（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1492	工事検査（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1493	事業認可の内容、調整（簡易水道）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1494	拡張、整備計画（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1495	指定給水装置工事事業者の指導監督（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1496	水道事業の消費税の確定申告（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1497	水道破損金（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1498	水道施設台帳（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1499	簡易水道遠方計測監視システム	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1500	飲料水供給施設	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。（附帯事業とする。）
1501	設計施工（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1502	議案書作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1503	浄水施設維持管理（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1504	配水池維持管理（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1505	非常用発電機等維持管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1506	公用車維持管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1507	健康管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1508	電算システム保守委託	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1509	施設敷地等賃貸借契約事務（簡易水道）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1510	飲料水供給施設・簡易給水施設・未普及地区等の統計資料作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1511	災害復旧（簡易水道）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
	専門部会名 教育総務			
1512	教育委員会会議	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1513	学校臨時職員の雇用	B	○	合併時は継続雇用するが、賃金等は新市の基準による。業務内容は平成20年をめどに検討する。
1514	学校建設事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1515	学校活用事業	B	○	活用内容は現行どおり新市に引き継ぐ。使用料は弘前市の例により合併時統合。
1516	事務委任	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1517	学校教育懇話会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1518	教育委員会事務局組織	B	○	合併時に再編する。
1519	学校林造林事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1520	教育委員会表彰	B	○	表彰制度については、18年度中に見直しを図る。
1521	学校市町村職員の人事等	B	○	人事手続きは弘前市の例による。職員配置は現行どおり新市に引き継ぐ。
1522	事務局職員の人事	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1523	教育の方針・重点	B	○	合併時に再編する。（素案を作成し、3市町村の教育委員会会議で合意を得ておく。）
1524	学校評議員	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1525	奨学金制度	A	○	翌年度に再編する。（新奨学金制度 高校等13,000円、大学等25,000円とし、人数は現行の予算を目途とする。）
1526	学校保守整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1527	私立高等学校教育振興費補助事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1528	特殊学校等補助事業	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1529	学校警備（宿日直）	B	○	弘前市の例により、平成19年度をめどに統合する。
	専門部会名 学校教育			
1530	就学児童システム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1531	就園奨励費関係データシステム	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1532	小・中学校の管理運営	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1533	就学指導委員会	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1534	就学区域	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1535	区域外就学	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1536	通学費助成	A	×	平成20年度をめどに再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1537	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	A	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1538	就学時健康診断	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1539	職員・児童生徒の保健衛生	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1540	学校医・学校歯科医・薬剤師	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1541	スクールバスの運行	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1542	学校生活相談員（心の教室相談員）	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1543	学校適応指導教室	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1544	英語指導助手	B	○	平成19年度をめぐりに再編する。（平成18年度契約更新時から段階的に増員したい。）
1545	社会科・理科等副読本の作成	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1546	幼稚園運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1547	就園奨励費補助事業	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1548	幼稚園保育料等	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1549	中学生国際交流事業	A	○	合併後、新市において交流内容について検討する。
1550	総合学習の取り組み	B	○	平成19年度をめぐりに再編する。
1551	私立幼稚園教材費補助事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1552	教育研究会への助成	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1553	すくすく子育て支援事業	A	○	翌年度に再編する。（弘前市の例による）
1554	小中学校教育用パソコン整備	B	○	平成20年度までに段階的に整備する。
1555	学校の予算決算事務	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1556	学校の環境衛生管理	B	○	翌年度に再編する。（弘前市の例による。ただし、各校の独自設備の検査は考慮する。）
1557	児童生徒卒業記念品に関する こと	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1558	学校管理下の災害共済事務	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1559	小・中学校入学支援事業	B	○	弘前市の例により翌年度統合する。
1560	教育研究所	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1561	学校保健会事業補助	B	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1562	スクールカウンセラー事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1563	標準学力検査	B	○	翌年度に再編する。
1564	学校教育情報ネットワーク	B	○	高速ネットワーク網整備は合併時、校内LANについては平成20年度までに段階的に整備する。
1565	学校災害賠償補償保険	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
	専門部会名 学校給食			
1566	学校給食	A	○	合併時は現行どおり。新給食センターの建設後、段階的にセンター方式へ移行する。
1567	共同調理場の設置及び管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1568	学校給食栄養管理及び衛生管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
	専門部会名 生涯学習			
1569	人材育成	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1570	図書館システム	B	○	弘前市の例により、平成20年度をめぐりに統合する。
1571	生涯学習情報提供システム	B	○	弘前市の例により、平成20年度をめぐりに統合する。
1572	社会教育関連施設の管理運営	B	○	弘前市の施設については現行どおり新市に引き継ぐが、相馬村の施設については必要に応じて再編して新市に引き継ぐ。
1573	博物館の管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1574	公民館の管理運営	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1575	公民館運営審議会	B	○	合併時に廃止する。
1576	公民館の各種事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1577	自治公民館活動助成事業	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1578	公民館行事傷害補償保険	B	○	合併時に廃止も含め再編する。
1579	図書館の管理運営	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1580	図書購入	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1581	図書の寄贈及び寄託	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1582	図書館の各種事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1583	移動図書館の運用	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1584	郷土文学館の管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1585	学習情報館の管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1586	天文台の管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1587	社会教育委員	B	○	合併時に再編する。（審議内容の検討を含め、改選する。）
1588	P T A 連合会への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1589	学校管理下外親子安全保険への加入助成	A	○	翌年度に再編する。（弘前市の例により、一般世帯200円、要・準要保護世帯600円を補助する。）
1590	子ども会育成協議会への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1591	社会教育関係事業助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1592	子ども会リーダー育成事業	A	○	翌年度に再編する。（新市に事業拡大するが、小・中学生研修会の修了者がリーダー研修を受講する。）
1593	ボランティア支援事業	A	○	弘前市の例により翌年度に統合する。
1594	地域教育力体験活動推進事業	B	○	翌年度に廃止する。
1595	成人学習講座	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1596	高齢者学習講座	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1597	生涯学習研究開発事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1598	IT講習事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1599	出前講座	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1600	生涯学習出前講座	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1601	生涯学習審議会	B	○	合併時に廃止する。
1602	生涯学習情報提供事業	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1603	生涯学習推進計画	B	○	合併時は旧市町村の計画を引き継ぐが、新市総合計画の策定状況を勘案して策定する。
1604	生涯学習推進本部	B	○	合併時に再編する。（新市の組織体制を勘案して、設置を検討する。）
1605	公民館関係職員の研修	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1606	学校週五日制の地域の取り組み	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1607	青少年健全育成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1608	青少年問題協議会	B	○	合併時に再編する。（改選する。）
1609	少年相談センター	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1610	少年教育指導員	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1611	各種社会教育団体補助金	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1612	少年少女発明クラブ	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1613	成人式	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1614	社会教育指導員	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1615	視聴覚ライブラリー	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 生涯スポーツ			
1616	県高等学校総合体育大会への助成	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1617	弘前地区中学校体育大会への助成	B	○	弘前市の例により、翌年度に統合する。
1618	県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1619	小・中学校各種スポーツ大会への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1620	B & G 体験海洋セミナー等参加事業	B	○	翌年度に再編する。
1621	教育委員会主催イベント	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1622	スポーツイベントへの助成	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1623	市町村体育祭	A	×	平成20年度をめぐりに再編する。
1624	スポーツ教室・講習会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1625	スポーツ振興審議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1626	他団体主催スポーツ教室等への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1627	スポーツ関係表彰	B	○	18年度中に全市的な見直し後、再編又は統合する
1628	運動部活動指導者の派遣事業	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1629	スポーツ指導員	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1630	体育指導委員	B	○	翌年度に再編する。
1631	体育協会への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1632	スポーツ少年団への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1633	体育施設の管理（一般体育施設）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1634	体育施設の利用（一般体育施設）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1635	社会体育各種事業補助	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1636	県民駅伝関係事業	B	○	県事業の内容に応じて対応する。
1637	県民体育大会関係事業	B	○	県事業の内容に応じて対応する。
1638	県民生涯スポーツフェスティバル参加助成	B	○	翌年度に再編する。
1639	体育施設の管理（運動公園）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1640	体育施設の利用（運動公園）	A	×	現行どおり新市に引き継ぐ。
1641	体育施設の管理（海洋センター）	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1642	体育施設の利用（海洋センター）	A	×	現行どおり新市に引き継ぐ。
1643	そうまロマントピアスキー場の管理運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1644	学校開放事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1645	弘前ウォーターフロント開発株式会社に関すること	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 文化振興			
1646	文化施設の管理	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1647	文化施設の利用	A	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1648	弘前文化センター駐車場の運営	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1649	文化振興事業	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1650	市町村民文化祭	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1651	文化団体等への助成	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1652	市町村指定文化財の指定	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1653	文化財審議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1654	文化財の管理指導	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1655	文化財施設の活用	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1656	民俗芸能保存会への助成	A	×	平成20年度をめぐりに再編する。
1657	埋蔵文化財の調査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1658	県大会以上の各種文化大会出場者への助成	A	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1659	伝統的建造物群保存事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1660	伝統的建造物群保存地区保存審議会	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1661	指定文化財管理事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1662	国県重要文化財維持管理事業	B	○	平成20年度をめぐりに再編する。
1663	史跡保存整備事業	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
	専門部会名 出納			
1664	一時借入金	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1665	決算調整	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1666	有価証券(株券等)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1667	備品の出納	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1668	台帳の整備状況、データ追加・更新方法	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1669	各種委員等報酬システム(源泉徴収票作成)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1670	備品管理システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1671	決算の調製と報告	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1672	決算書の調製	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1673	決算書付属資料の作成	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1674	証拠書類の編集	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1675	税収入調定簿の整備	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1676	税外収入調定簿の整備	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1677	日次の処理(収入)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1678	月次の処理(収入)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1679	年次の処理(収入)	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1680	収入金調定調書の確認	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1681	口座振替等による収入	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1682	歳入簿等の整備	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1683	支払命令書の審査	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1684	小切手の振出し	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1685	資金前渡等	B	○	合併時に再編する。
1686	概算払	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1687	前金払	B	○	弘前市の例により合併時に統合する。
1688	繰替払	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1689	口座振替等による支払	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1690	日次の処理（支出）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1691	月次の処理（支出）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1692	年次の処理（支出）	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1693	歳出簿等の整備	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1694	納入通知書及び領収証書の確認	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1695	保管場所	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1696	歳入調定（事後調定）	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1697	交際費の出納と保管	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1698	歳計外現金の処理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1699	収支の振替	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1700	定期検査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1701	収支証拠書類の保存	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1702	例月の出納検査	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1703	指定金融機関等の指定	B	○	合併時に再編する。
1704	出納員等の任命	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1705	県・市出納事務協議会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1706	証券、金券等の保管	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1707	全国都市及び東北都市収入役会	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1708	金券等の管理	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1709	物品の出納と保管	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1710	他団体会計の処理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1711	郵便振替に関すること	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1712	調定票、収入票、支出票、振替命令簿等の審査	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1713	収入役事務専決代決規程	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1714	支出負担行為の確認	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1715	現金及び有価証券の利子及び配当	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1716	財務会計システム	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1717	予算流用、予備費充当の確認	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1718	不納欠損の確認	B	○	現行どおり新市に引き継ぐ。
1719	債権者登録	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	事務事業名	協議 ランク	調整の 有無	調整方針
1720	徴収票（領収証書）交付及び管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1721	基金の管理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1722	資金管理について	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1723	窓口収納	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1724	収納整理	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。
1725	源泉徴収事務	B	○	弘前市の例により、合併時に統合する。